

平成23年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年6月9日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子  
 3番 小菅 六雄 4番 高橋 繁夫  
 5番 内田 聡史 6番 奥村 治男  
 7番 矢野 隆行 8番 梶山 幾世  
 9番 井狩 辰也 10番 市木 一郎  
 11番 坂口 哲哉 12番 田中 良隆  
 13番 中島 一雄 14番 丸山 敬二  
 15番 西本 俊吉 16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗 18番 田中 孝嗣  
 19番 立入三千男 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
		(選挙管理委員会書記長)	
市民部長	中島 宗七	健康福祉部政策監	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（立入三千男君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（立入三千男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月7日と同様であり配付を省略いたしましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長（立入三千男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第14番、丸山敬二君、第15番、西本俊吉君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（立入三千男君） 日程第3、6月7日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、3点について一般質問を行います。まず初めに、野洲病院について今後の方向についてお聞きしたいと思います。言うまでもなく、本市にとりまして野洲病院は、この間、地域医療を支える重要な医療機関であります。それだけに、今問題になっておりま

す今後の病院経営の形態、またどのような医療機関としていくのかが重要な問題であります。こういう中で、先だって説明がありましたが、野洲病院から構想2010が示されて、野洲市として野洲病院のあり方を検討する委員会を今後設置しまして、今年中に一定の方向を出すとしています。いずれにしても大事なことは、今後市が検討する場合、野洲病院は本市にとりまして市民の命・健康を守る重要医療機関でありまして、よってこの問題を検討する基本は、野洲病院を存続する、守るという立場で検討を行うことを初めに求めておきます。同時に、野洲病院の今後のあり方については、先ほど言いましたように本市にとって大きな問題であり課題でありますので、本日の質問は、今後野洲病院のあり方をともに考える、そういう立場で質問したいと思います。

そこで、今回野洲病院が明らかにしました構想2010を見ましたが、おおむね3点の検討すべき課題があると思います。1点目は今後の野洲病院の形態は、引き続き御上会による経営か、それとも市民病院への移管かという問題もありますが、それ以前に、野洲病院が本市の中心的な医療機関であるという観点から、どのような医療機能すなわち診療科目を持って市民の期待にこたえる医療機関とするのかどうかであります。2点目は、野洲病院の構想の特徴は、病院の移転・新築が大きな柱となっています。これについては移転・新築がベストなのか、それとも現敷地内での整備が可能なのかどうかの検証も必要だと思います。3点目は、今言いました1点目、2点目の課題を検討・検証した上で、本市の重要な医療機関を守る立場から、民間なのか、それとも公立病院・市立病院への移管なのかを検討する必要があると思います。

以上、この3点から質問をしたいと思いますが、まず1点目に、そもそも市民の医療機関として、野洲病院としてはどのような医療機能を持つ病院にすべきかであります。構想を見ますと、このように書かれております。現在の野洲病院は全科をそろえた中規模総合病院であり、医師確保や経営上から限界。よって救急医療や小児産科医療、在宅医療などを主体とした特化した診療体制と方向を記載されています。まず、この医療機能の方向について見解を初めにお聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） おはようございます。それでは、小菅議員の野洲病院に関するご質問にお答えしたいと思います。

市民の医療機関としてどのような医療機能を持つ病院にすべきかということから、新病院基本構想2010に対する市の見解をお尋ねいただいておりますが、言うまでもなく、

この構想は民間病院である特定医療法人社団御上会野洲病院が独自にまとめたものでございます。その中で、全科をそろえた病院運営は医師確保や経営上から限界ということに関しましては、現在まで病院経営に携われてこられた立場からの判断であるというふうに思っております。また、この課題を改善していくために、診療科体制の特化に関しましても、民間病院として導かれた判断であるというように思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今お聞きしますと、野洲病院が独自にまとめたということでありまして、そういう答弁であります。先ほど来言っておりますように、野洲病院は本市の中心的な病院でありまして、そういう中で医療機能、診療科目を何が必要かというのは、やはり市民ニーズがどこにあるか、本市にとってどういうものが必要なのか、こういう観点から検討されるべきでありまして、例えばですけど、野洲市の場合、ご承知だと思いますが、子供の人口比率は県下市町の中でかなり高いんですね。平成10年の県の資料によりますと、0歳から14歳の子供の比率が15.26%で7,664人、これは県下19市町で5番目に子供比率が高いんですが、一方、野洲だけではないですけど、高齢化の問題とか、いずれにしましても、これら本市固有の状況実態があるわけでありまして、こういう観点から野洲病院をどのような医療機能を持つ病院にしていくか、こういう立場から本来は検討されるべきでありまして、言いたいのは、機械的に採算だけを見て医療機能、診療科を特化するという方向は、私は切り捨てにつながると思うんですけど、その点どう考えておいでなのかちょっと確認しておきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 病院に対する市民ニーズとの関連でご質問いただいておりますが、医療サービスはできる限り身近で充実していることが市民にとって望ましいというふうに考えております。また、機械的に採算性のみをもって判断しないということにつきましても、大切なことであるというふうに思います。しかし、実際には国の医療制度の問題、あるいは医師とか看護師などの医療現場における人材確保の問題などから、実現できるかとなると困難な部分があるというふうに聞いております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 私の指摘は、大切なこと、しかし一方で難しいことも言うてるわけですけども。今後の医療機能といいますか、ご承知だと思いますが、野洲病院の産科は一定評価されていると思うんです。隣の守山市立病院には産科はありませんので。そうい

う意味では、小児救急を含めました小児科及び産科、ここら辺を軸に、もちろん医師確保の問題もありますが、特徴あるといたしますか、そこら辺をもっと押し出した病院機能にするということも一つの案だと思うんですけども。こういう点では、構想を見せていただきましたけど、産科医療の重視を一定言われていますが、現実のどうするかという面では構想は不十分やと思うんですけど、その点どうお考えなのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 小菅議員が提案されておられます小児科や産科を軸にした特徴ある病院の機能にするべきということにつきましては、野洲病院基本構想の基本コンセプトがあるんですけども、そちらのほうに、次世代の主役づくりである産科医療・子育て支援の構築という部分と近い考えではないかというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） これは初めにも言いましたけど、構想の中に産科医療・子育て支援の構築という箇所もあるわけなんですけども、そんな答弁もされましたが、構想の14ページに書いているんですけど、今言いましたように、一応小児・産科医療の充実ということは書かれていますけど、よく読むと、これまでと余り変わらないようにも受けるんです、構想は。小児科・産科医療の充実はやっぱ市民にとって要望の強い分野だと思うんです。もともと小児科の日曜日診療も実施してましたし、これが草津総合病院の救急医療の実施で廃止されたという経過などもあるわけなんですけども。だから、構想で小児科・産科医療の充実と言うのであれば、例えば私は子供の医療は野洲病院、子育てなら野洲病院と言われるぐらいのもっと大胆な発想での病院づくりが必要やと思うんですけど。今ちょっとこういう意味での提案をしましたが、こういうことも踏まえて今後市の検討委員会で検討していただきたいと思うんですけど、その点どうなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ただいまのご質問の中で、極端に特化した診療科目のお話がありましたけれども、その場合の医療収支の関係の問題もございまして、その辺も含めまして、最終的にはあり方検討委員会のほうで検討を重ねていただく予定をしております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） ぜひお願いしておきたいと思えます。

それでは、2つ目の構想の大きな柱であります移転・新築構想であります。これがあ  
る意味最も大きな課題やと思うんですけども、それだけに慎重な検討が必要でありまして。  
そこで、この新築構想を議論するためにも、これまで過去から現在まで野洲病院なり野洲  
市、とりわけ野洲町時代の取り組みについて何点か検証しておきたいんですけど。平成1  
1年に第3期増築工事、北館の増築ですかね、それで当時野洲町が、野洲病院が借り入れ  
ました21億円について損失補償と元利償還相当の補助を決めているわけでありまして、  
私が思いますのは、このとき、いずれ東館の耐震整備などを含めた全体の整備が必要にな  
るということは十分想定されていたと思うんです。将来的な整備方針を当時検討した上で、  
平成11年当時、第3期増築をすべきだったと思うんですけども、そのときそのような検  
討がされたのか、もっと将来方向を含めて、どうなのかちょっと確認しておきたいと思  
います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 新築構想についてでございますが、野洲病院が実施しま  
した第3期増築工事の場面において、いずれ東館の耐震整備を含めた全体整備が必要とな  
るということは、議員ご指摘のとおり当然想定すべきことであつたというふうに思ってお  
ります。当時、野洲病院に対する支援方策につきましては、職員によるプロジェクトチー  
ムで検討がされております。その中で、野洲病院の将来予測や支援のあり方に対する問題  
などが指摘されていましたが、最終的には支援を実施するというところとなつたところでご  
ざいます。このように一定の検討がなされた上での増築工事であつたということござい  
ます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） だけど、一定の検討がなされたと言われますが、平成10年と1  
2年に野洲病院が借り入れた金額が合計21億円、これは損失補償ですが、そのうち平成  
10年の18億円がたしか北館の増築ですね。それで、この18億円は北館の増築ですが、  
西館や今回問題になっております東館の改修・修繕にも使われていると聞いているんです  
けども、目前に東館の整備や改修が迫られていることがわかっているにもかかわらず、当  
時、部分的な東館の修繕・改修にも着手していたということを考えましたら、プロジェク  
トチームとか経営にも参加したと言われますが、もっと当時慎重に検討すべきやっと思  
うんです。単に北館増築の18億円だけじゃなく、当時西館・東館にもその18億円を使  
っているわけですので、その辺はどうやったんでしょうね。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 第3期の増築工事、いわゆる北館の増築工事ですけども、東館と西館の改修、そして中央にあるんですけども、食堂の建築もあわせて行っておられまして、総額で21億円でございます。この平成11年といいますと阪神・淡路大震災以後になりますし、当然、北館の増築前に東館の耐震診断を行った上で補強あるいは改築工事になると思いますけども、その辺の計画を検討すべきであったというふうにまず考えております。しかし、この時期の詳細な議論の経過が定かではございませんので、この場で詳細なお答えができないのが現状でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） いずれにしましても、新築・移転となれば、本当に、ある意味財政的にも含めて大変なことです。であるからに当時もっと将来方向を含めた十分な検討がされるべきだったと思うんです。その点、不十分だったと思います。その点で、事あるごとに十分な検討を本当に野洲市、当時野洲町ですけど、していたのかという点で、もう一点疑問があるわけですけども。おとといの本会議でも質問がありましたが、昭和60年から62年の3カ年で9億円の貸し付けをされてますよね。当時、野洲町は貸し付けの条件として、元院長の土地4,361平米を寄付させてますよね。しかし、当時この御上会の土地は抵当権が設定されたと思うんですけども、であれば、これは法律で言う負担付寄付になると思うんです。であれば当然、町議会の議決が必要であったと思うんです。ちょっとお聞きしますと、当時町議会ではそのような議決がされてないように思いますが、事実はどうなのかちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 特定医療法人社団御上会となっております抵当権、これは債務者ですけど、付きの土地の関係、寄付の関係でご質問いただいておりますけども、寄付を受けることによりまして市が法的な義務を負う可能性がございますので、そういったことから考えると、今おっしゃいました負担付寄付、自治法の96条1項の関係になると思いますけども、その辺については議決が必要となる可能性があるとも思われます。しかし、こういう抵当権設定の土地の寄付というケースは非常にまれなケースでございますので、ずばりの事例もございません。そういったことから、現段階では可能性があるということしか申し上げられないのが現状でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） いや、可能性があるじゃなくて、これは議決が必要やと思います。地方自治法の第96条第1項第9号、今部長も少し言われましたが、寄付を受けることによって将来地方公共団体に法的に負担が発生する場合は議会の議決が必要、これが96条第1項の解釈やと思うんです。だから、議会の議決なしで負担付寄付を受けた場合は、市は寄付を受ける権限がない、寄付は無効になる、これが行政法令解釈になっているんです。よりまして、この4,361平米の土地は今なお違法状態が続いているんですよ。もっと極端なことを言いますと、野洲市の土地であって野洲市の土地でない異常な事態が継続されている、そう思うんですけど、そういうことではないんですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 自治法96条の負担付寄付の関係からお尋ねでございますけども、他の法律の関係もございますし、そういったことから違法性云々の話につきましては、しっかりした検証ができておりませんので、この場では回答させていただけないのが現状でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 先ほどの答弁で部長は違法の可能性があるとということを言われましたが、私は明確にこれは当時議決なしでの寄付は違法であったとっておりますので。いずれにしましても、きょうは旧野洲町時代のことをあれこれ暴露するのが目的でないんですけども、言いたいのは、先ほど申し上げました11年当時の第3期増築工事と一連のいろんな経過を含めまして、野洲病院の問題は昔から重要な問題でありまして、いろんな面ですさんさがあったと思うんですよ。やっぱりそういう意味では正すべきことは正し、その上に立って今後野洲病院のあり方をどうしていくのかを検討していくべきやと思いますので今指摘したわけでありまして、今部長が言われましたが、この土地の寄付の違法性や合法性についても検証を進めていただきたいと思います。この件はこれだけにしておきます。

戻りますが、構想の柱、移転・新築工事で具体的な問題についてであります。構想は移転・新築ですよ。これは、今後経営が官民いずれになっても多額の予算が必要となるわけでありまして、一言言いたいのは、移転・新築ありきであります。仮設等も含めた現敷地内での対応はまこと無理なのか、本当に具体的な検討がされたのかですね。現敷地内で対応するとすれば仮設を建てるとか、あるいは仮設ができない場合は、これは実際なかなか難しいんですけど、部分的な医療休診で乗り切るとか、いろいろ検討かなされるべ

きやと思うんですけども、新築・移転オンリーでなく、あらゆる可能性を追求すべきやと思うんですけども、その点についてはどうお考えなのか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 移転新築の妥当性につきましては、現在では来院者の駐車場が不足していることからわかりますように、仮設に対応できる病院敷地が十分ではございません。また、部分的に休診をして対応することにつきましても、患者や医療スタッフの調整、あるいは東館の建築費用の関係など、今後の病院経営に大きく影響を及ぼすことも考えられますので、非常に多くの課題がございます。このことにつきましては、基本構想の策定に当たりまして野洲病院でも十分に検討され、不可能であるという判断をされたと聞いております。なお、病院経営を縮小した形での存続につきましては、部分的休診と同様、先ほども申し上げましたけれども、医業収益に与える影響が大きく、現病院の収支改善を図ることがさらに困難となるために選択されなかったと考えております。

いずれにいたしましても、この件につきましても今後の検討委員会の検討に委ねたいというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 確かに難しいというのはわかるんですけども、市が試算しておられますが、新築・移転となれば初期投資だけでも約55億と言うてはりますよね。現実的にこのような投資が可能なかどうかという問題も発生してくるわけでありまして、今少し言われましたが、再度確認しておきますが、構想では新築・移転であります。今後市が検討する委員会では、現敷地内での整備はそれも選択肢の一つにきちっと入れての議論をするのかどうか、それではなく、野洲病院の構想に基づく方向で進めるのか、この辺についても先ほど言われましたが、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、検討委員会のほうで検討の一つとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 次に進みますけども、最後に3点目、今後の病院形態の課題であります。再三言っていますように、野洲市あるいは市民にとって大事な医療機関でありますので、公立・市立病院も選択しながら守るべきとも、そういう考えもありますが、であれば今後の経営はどうなるのかということも大事なんですけども。初めに、現在の野洲病

院の経営状態はどう評価されているのか確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 現在の野洲病院の経営状態の評価につきましては、純然たる民間病院でありながら公設民営の感覚で経営をされておりまして、補助金に対する依存度が高いように感じております。ただ、公立病院と比較しますと、かなり経営改善に努力されておりまして、最前線で働いておられる医療スタッフの皆さんにつきましては高い評価ができるものというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今言われたとおりなのでしょうけど、野洲病院の本業部分、医業部分の収入を見てますと、確かに私もそれなりに努力はされていると思うんです。一定評価できると思うんです。ちょっと見せていただきますと、平成20年度は医業部分で1億6,500万円の赤字へ落ち込んでおりますが、また平成22年度は約4,800万円の赤字で、野洲病院は現在累積赤字が4億6,300万円ではありますが、当然野洲市が補助も出しておりますので、医業外収支を合わせるとずっと一貫して経常収支は黒字であります。これは近隣の病院と比較しますと、単純比較はできないんですけども、例えば守山市立病院は野洲病院と同じベッド数が199であります。医業収支が医業部分が1億2,000万円の赤字で、医業外収支と合わせると平成21年度で約1億円の赤字。しかし、これには市からの負担金とか補助金約3億円含めての赤字ですので、さらに累積赤字は8億円近くあります。それ以外にも、例えば近江八幡は累積赤字が39億円とか、高島病院は17億円とか、大津市民病院では実に86億円の赤字になっているわけなんですけど、この点を見ますと、初めに言いましたように野洲病院の場合は比較的健全経営といいますか、そういうことも考えられます。ですから、今後これを含めてどういう経営形態が求められるか、現在の経営状態を見ながら、今後どういう経営形態が必要なのか判断すべきやと思うんですね。であるから、今答弁でも経営改善に努力されているということでありまして、この経営状況から見て公立病院・市立病院への移管も選択肢の一つと考えられますが、見解はどうでしょうね。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） まず、野洲病院の経営状態でございますが、医業収支につきましては先ほど議員がおっしゃったとおりでございますけども、全体、いわゆる補助金を含めました医業外収支を加えた当期純利益では、平成20年度で約640万円、平成

21年度で約3,700万円、22年度では約4,500万円の黒字となっております。議員おっしゃっていますように、医業外収支を加えた当期純利益におきましても赤字となっている公立病院が多い中で、一部貸付金の償還の遅れ等の現状はあるんですけども、近年で1億数千万円の補助金で何とか黒字経営をされている実態を見ますと、その経営努力につきましては評価ができるものというふうに思っております。それと、公立病院の移行の関係につきましては、今後のあり方検討委員会のほうで検討させていただくこととなっております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） それでは、仮に市立病院への移管となれば、市の財政支出、市の資料によりまして相当の額が見込まれるということも言われていますが、詳細は書かれていないんですけども。市の財政支出のどんな推移が見られるのか、また国の財政負担なり補助は見込まれるのかどうか、その辺をちょっと初めに確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市立病院となった場合の財政支出についてでございますが、これも病院の規模、いわゆる病床数によりましてかなり変わってまいります。そういったことから現時点で正確なお答えをすることはできません。ただし、全国の自治体病院の事例を参考にしますと、相当の財政負担を覚悟しなければならないというふうに考えております。なお、国の財政負担につきましては、普通交付税の交付団体となることが前提なんですけども、普通交付税に相当額が算入されるということで一定の歳入を見込むことができるというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 相当の財政負担が見られると言いながら、どれぐらいというのはわかるようでわからないんですね、今の答弁をお聞きしていますと。一方、これは市の説明資料にも書かれていましたが、地方交付税の算入が基礎額の中に入れられまして、それ相当の地方交付税も入ってくる場合もあると思うんですけども、地方交付税の算入の基礎はベッド数によって算定されるらしいんですが、これは試算など比較的可能だと思うんですけど、その点はどうでしょう。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 試算でございますけども、平成22年度の交付税の算定を根拠に、かつ現在の野洲病院の病床数199床ございますが、それで試算をしますと、

運営関係の交付税算入については約1億7,000万円ぐらいの算入があるであろうと、あろうでございますけれども、そういうふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 別に市立病院でなくてもそうなんですけども、仮に市立病院となれば、市なり今後の病院経営なりどうなるのかというのは本当に難しい部分があると思うわけですが、現在の野洲病院の医療本体の収支なり、それと今後仮に市立病院に移管した場合、国の地方交付税等々含めてであれば、場合によっては市立病院への移管も検討ができると思うわけなんです。だから、そういう方向も含めて今後検討されるべきだと思うんですけども、今確かに断定的なことはなかなか言えませんが、市が広報にも書かれた、1、2、3、4の案がありましたが、まかり間違っても今後病院がなくなるということはありませんので、最後は時間の関係もありますので何点か問題というか課題提起しましたが、今質問しました一連の内容を今後検討委員会で十分審議していただきますようお願いしておきます。

次に、アサヒビールの土地買い取りの問題について質問したいと思います。買い取りとなれば今後どのような整備を行うのが課題になるわけですが、1日の特別委員会でも鑑定価格12億5,000万で報告がされまして、買い取りの意向が報告されましたが、それで価格についても交渉したいとも表明されましたが、改めて鑑定価格と今後の方向について初めにお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） アサヒビールの土地の買い取りに関するご質問にお答えしたいと思います。不動産鑑定額は12億5,000万円で、この鑑定価格の評価につきましては、今回の鑑定が現状での条件に基づく第三者機関による鑑定でありますことから、鑑定額は尊重したいというふうに考えております。また、買い取りの意向につきましては、アサヒビール側ではこの不動産鑑定額を売り渡し価格にしたい意向ですが、本市といたしましては、これまでのアサヒビールとの土地売買の経緯を整理した上で最終的な買い取りの判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 鑑定価格を尊重したいということではありますが、今ちょっと答弁をお聞きしまして、経緯を整理して買い取りの判断、経緯を整理して交渉するとかそういう話はなかったと思うんですけど、交渉もしないんですか、どうなんですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 4月から2回アサヒビールとの協議をさせていただいておりますけれども、その場では本市のほうから交渉させていただきたいという意向を伝えておりますので、交渉ということで結構でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） もちろん主張すべきことは主張して交渉していただいたらいいんですけども、アサヒビールが昨年11月12日市長への回答文書で、売買金額は双方の合意した第三者機関の鑑定価格とさせていただきますとしていますよね。価格交渉の余地があるかどうか、あるとすれば時期的な問題もありますので、いつまでどの程度の交渉を予定されているんですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 鑑定につきましては共同鑑定をしておりますけれども、今も申し上げましたように4月以降2回アサヒビール株式会社と協議をさせていただいて、このようなことになっております。その段階で、共同で不動産鑑定を行うことにつきましては合意に達しているんですけども、その後の取り扱いにつきましては、野洲市としては価格交渉を行うとして主張しておるんですけども、双方の合意には至っていないという現状がございます。野洲市としましては、鑑定価格はあくまでも予定価格でございまして、交渉の余地はあるというふうに判断をしております。その時期でございますけれども、おおむね夏ぐらい、8月ぐらいにはめどがつくというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） これも適切な交渉をされたいと思います。それで、今後、仮に買い取りとなれば整備方針であります。これも時期的な問題がありますので、買い取りの後の整備の検討機関、それと時期の検討期間、これを今後どうされるのか。言いたいのは、大事なことでありますので市民参加の検討機関を設置して市民の総意をつかむべきやと思うんです。野洲市にとって大事な問題です。また、この間の検討委員会も私も参加させていただいたことがあります。やはり市民全体から見れば参加者は少ないと思いますので、もっと市民全体の意向・要望を聞くという意味では、アンケートを含めて、そういうことも含めて実施されたらどうかなと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 検討機関等のご質問でございますが、これは買い取った場合を想定されたものと受け取りましてお答えをさせていただきます。

先般の都市基盤特別委員会で、駅前に市民活動拠点施設を設けるという提案をさせていただきましたが、具体的な施設の機能とか規模を検討する方法につきましては、今後の課題になるというふうにご説明させていただいたところでございます。したがって、買い取る場合は、可能な限り市民の皆さんのご意見を取り入れられるよう、その手法と時期についても暫定利用の期間中に検討を進めてまいりたいと考えております。また、アンケートにつきましては、その是非につきましてはまた検討をさせていただきますが、可能な限り市民の意見は汲み取っていきたいというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） ぜひ広く市民の意見要望を聞くべきだと思いますので、それはお願いしておきます。

それで、問題は、今後整備の基本をどこに置くのかというのが大事やと思うんですけども、これも以前のことを根掘り葉掘り持ち出すというつもりはありませんが、これまでの検討委員会で明らかにされてきましたイメージ計画、いろんな図面とかを出されてましたよね。これはそもそもどの部門で検討されてきたのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） イメージ計画をどの部門で検討したのかというご質問でございますが、ご承知のとおり、これは市民の皆さんからいただきましたご意見も取り入れながら庁内の内部検討会議で取りまとめて作成したものでございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 市民の声を反映してイメージつくったと言われましたが、そうではないと思うんですよね。いずれにしても、比較的早い当初の段階から、これはあくまでイメージイメージと言いながら、まるでこれでいくかのごとくのような説明がされてきたわけですよね。先だっけの特別委員会ではイメージ構想を事実上外したような形になってますが、先ほど市民の総意をもっと聞くようにと言いましたが、言葉を変えれば、全く白紙に戻して、再度今後整備をどう検討していくかというのを白紙から進めていくべきやと思うんですけども、それについてはどうでしょう。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） イメージ構想の再検討についてご質問いただいております。

すが、駅前に市民活動拠点施設を提案しましたが、ご承知のように、それがどのようなイメージになるのかをお示ししたものでございまして、これを最終的な提案とするものではありません。市といたしましては、これまで責任を持って提案させていただいたところですが、今後の検討につきましても、議会や市民の皆さんのご意見を尊重して検討させていただきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今後市民の皆さんの意見も尊重して進めるということですので、それはそれはいいんですが、先ほど来言っていますように、言いたかったのは、今も答弁でイメージであって最終的な提案ではないとか言われてましたが、先ほど言いましたように、問題はイメージイメージと言いながら、まるでこの整備方針でいくかのごとくずっと説明されてきたわけですね。正直、そういう進め方は市民の意識を誘導するような手法であったと思うんです。当初のイメージ案では市民ホールを核にした構想で、これは本当に箱物ありきであって、私が言いたいのはこういう箱物ありきの考え方はもうこの際脱却すべきやと思うんです。イメージ案のことを持ち出しても仕方ないんですが、市民ホールを核にした構想、これは約40億円、全体の費用も言っていました、本当に客席1,500席の市民ホールが必要であったのかなかったのか、あるいは現文化ホールを取り壊して土地処分はどう行うとか、私は当初から市民はそういう意向ではなかったと思いますのでね。結論的に、そういう方向での箱物主義は脱却すべきやと思うんですけれども、今後の検討の中でそういう立場で検討すべきやと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

ずっとお聞きしていると、予断、偏見、先に何かありきですけど、まずこれは議会と執行部の関係の基本的な問題だと思っております。私たち、少なくとも私は市民から選ばれて仕事をするという立場です。職員に託して案をつくると。この案は何も決めてません。ただ、やっぱり旅行の幹事と一緒にして、まずは温泉に行くのか海水浴に行くのか、そういう案を出しているだけで、全く白紙です。ですから、誘導も全然してません。むしろ何か先に誘導しているという思い込みで対応しておられるのではないかなと思いますから、ホールを何も私もつくりたいわけではなくて、皆さん方がホールは要らないとおっしゃるのであればホールはなくても構いません。ただ、更地で何でもええから買えというご意見だけは、これは無責任なので、何らかのものをイメージしてということで、市民の集まって活動さ

れる野洲のコミセンというのは昔からの念願ですから、野洲のコミセンをつくるのであれば、ホールというのものもあるでしょうと。でも、そんなのは要らないとおっしゃるのであれば要らない。むしろ買わないでおけとおっしゃってもらったほうがいいんですけど、小菅議員のご意見はどうなんですか。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 最後に、今の市長の質問か何かわからないんですけども、それも含めてもう一度お聞きしますが、当初から今回（発言する者あり）いや、答えますやん。今回、市が買い取る方向の提案、当初の提案ですね、アサヒが民間への売り払いとなれば、マンション建設が容易に予想され景観を含めた駅前全体の整備にも影響が出るとか、あるいはマンション建設となれば、教育施設とか福祉施設も含めてですけども、それ相当の整備も必要となったり、そういう問題も出てくるということで、この際市が買い取り整備を進めていくということを言われましたよね。それについては、私は、これが回答になると思うんですけども、市長のその考え、提案は妥当だと評価します、判断しております。そういう意味での買い取りの方向は否定はしません。具体的に市長が提案されますように買い取りとなれば、市民活動の拠点となる施設を整備してにぎわいのある駅前を整備する、こういう基本方向についても私は妥当だと判断しています。

しかし、問題は、先ほど言いましたように、市民活動の拠点とある施設イコール箱物整備はさせない、ではない。私は、これがこの間の市民の意見、多く皆さんの意見やと思うんですよ、再三言ってますように、箱物中心の整備は財政的にも指示されない。再三指摘しましたように、今後検討すべきは、景観なり駅前のみならず野洲市全体のまちづくりの観点からどのような整備が必要なのか、これを基本にすべきやと思います。つまり、買い取りについては、単に駅前だけではなくまちづくり全体の中でどう進めるのかという、そういう観点がないと、12億5,000万になるのかどうかわかりませんが、その財政出動は市民全体に理解されないのではないかと思います。そこが言いたいのであって、同じことを繰り返しますが、今後市が買い取って整備を進めていく、市の将来のまちづくりの方向を含めて大事なことから、それは妥当な考えだと判断しています。だから、今言いましたように一連のことで、だからこそ買い取りとなれば市民参加で十分な検討機関を設置しまして整備方針を定めてほしい。そういうことが質問の趣旨、答弁になると思うんですけども、もう一度答弁がありましたらよろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

(午前 9時49分 休憩)

(午前 9時49分 再開)

○議長 (立入三千男君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

小菅議員、市長の反問権ですから、お尋ねですから、お答えいただきたいと思います。

○3番 (小菅議員) 議長、ちょっとしっかりしてもらわなだめなんですけども。これは大事な問題だから、ともに考えて検討せなだめでしょう。だから、今後市長も買い取って、今の部長の答弁などを聞きますと、市民参加も含めて今後考えていくということを言われましたね。だから、その考えは私は妥当だと言ってますやん。だから、今後どうするかについては、1点目は箱物ありきでない市民活動の拠点となる施設とされることですね。それを言ってるわけです。今あれこれあれせいというのはなかなか、確かに市民の総意をもっと集約せなだめですので、もちろんそのための検討をやりましようと言っているわけがありますので、それが答弁じゃないんですか。

○議長 (立入三千男君) 市長。

○市長 (山仲善彰君) 私がお聞きしたのは、マンションが建つから買っておこうとか、それは補足的な条件です。一番主眼は、やはり市民の税金をいただいて買う限りは市民の方が何を望んでおられるのか。箱物ありきありきとおっしゃるので、私は決して箱物ありきではないですと。ただ、何もなしで買うというわけにいかない。そうすると、やっぱり市民の活動の拠点で、原っぱでいいんだったら私もそれでいいですよ。でも、それで本当に活動できるのかどうか。ですから、仮置きでコミュニティセンターだとかそういったものを考えているわけで、決して箱物ありきではないです。そこは明言しておきます。

小菅議員は、その埋めるものを何がいいとおっしゃってるのかというのを私が質問させていただいたわけです。市民の活動拠点と言う限りは、原っぱでいいとおっしゃっているのか、何らかの箱物は要ると思っておられるのか、そこをお聞きしたわけです。お答えいただきたいと思います。

○議長 (立入三千男君) 小菅議員。

○3番 (小菅六雄君) 再三言いますように、基本は今後市民の皆さんとともに考えていくことではありますが、必要なのはまず1つは景観を重視した整備、そしてそういう意味では箱物ありきではないけども、当然一部提案されております市の出先機関、窓口機関、そういうなのとか、一定市民が憩える当然最低限のコミュニティ関係の施設とか、そういうのはあってもいいとは思っておりますよ。しかし、そういうのも含めて市民の皆さんと一

定の機関をつくって考えていこう、考えて欲しいなということを質問しているわけであり  
ます。

いずれにしても、これは大きな問題でありますので、市長にしても私にしても今こ  
れだというのはなかなかないと思うんですよ。それはお互いそうだと思うんですけども、  
だからこそ12億円の財政出動とあれば市民全体で考えましょう、そのための検討機関も  
設置しましょう、そういう提案ですので、これはそういう方向で検討していただきたいと  
思います。

3点出しておりますので、最後に生活保護行政について1点だけお聞きしたいと思いま  
す。現在、野洲市における生活保護世帯が近年急増していると思いますが、その原因は  
どう分析されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） ただいまの生活保護行政の増加の原因の分析につい  
ての質問にお答えいたします。

本市の生活保護世帯数は、平成16年10月の合併時から平成18年にかけては減  
少してございます。その後、平成22年までは増加に転じました。その原因でございま  
すが、景気低迷による雇用状況の悪化が主なものと考えております。ただ、本市におい  
ては特に平成20年から21年の間の増加が大きく、市内にNPOが運営する自立支援住宅へ  
の入居が増加した時期でもございます。これも一つの要因と、このように思っております。

なお、平成22年から現在にかけては、保護世帯数は横ばいから減少傾向にござい  
ます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今言われましたように、近年、全体としては生活保護世帯は増え  
てきているんですけども、そのためにも職員体制とか審査体制が重要やと思うんです。例  
えば新聞報道もされましたが、東日本大震災で多く生活保護が打ち切られている例が出て  
いるわけですね。それは、義援金を受けたため、それを収入とみなして保護の停止や廃止  
がされている例があるわけですけども、厚労省自身も義援金は生活再建の費用、自立の費  
用であって生活費とみなさない、だから廃止はあかんと言うてるわけですけども、しかし  
現場ではそういうことがされている。

野洲市の例を見ますと、これまで自動車保有について、本来対象になるものについてこ  
れを処分するような指導・指示もされておりますので、そういう意味で職員の体制、それ

から審査体制はどうであるのか、きちっとされているのか、確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） まず職員の体制でございますけれども、今現在、正規職員でケースワーカーは3名、それから査察指導員として1名、嘱託職員で面接相談員を1名、就労支援員を1名、専任では合計6名が業務に当たっておりますし、そのほか経理担当の兼任の職員が1名おるということです。これらについては、平成22年度に保護世帯の増加に対する体制が十分ではないと市のほうで判断いたしまして、支援の充実に向けましてケースワーカー1名を増員したところでございます。さらに、平成23年度には、より相談者の状況を把握し適切な支援につなげられるように、面接相談員を新たに配置をいたしましたところでございます。おっしゃいますように、この業務につきましては適切な運営が行えるよう、今後も適正な職員配置に努めてまいりたいと思います。

それから、審査体制でございますけれども、これにつきましても、まずは社会福祉課の面接相談員による窓口相談を経まして、これの検討を要すると判断されたケースにつきましてはケースワーカーが保護の相談に応じております。ケースワーカーは、相談者の扶養義務者や財産等の調査を実施いたしております。その結果、福祉事務所長、査察指導員、ケースワーカーなどの関係職員によるケース検討会議を随時開催して、適切な保護に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第9号、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） おはようございます。14番、丸山敬二です。私は、大きい項目で2項目の質問をさせていただきます。

まず第1点目ですけれども、4月10日執行の滋賀県議会議員選挙について。これは去る4月10日に執行されたわけですが、この選挙につきましては、東日本大震災の自粛ムードの中行われたわけですが、何人かの市民の方から、今までの選挙のときとは少し違うんじゃないかと、執行側の不手際とか何か不具合があるんじゃないかというような電話をいただきました。私自身も、広報「やす」の中では1日告示で2日から期日前投票ができますよというふうに書かれておったんですけれども、告示日の1日になっても投票所の入場券が来ないと。さらに2日になっても来なかったもので、市の選管の方に問い合わせました。そうしますと、そのときの回答は、はがきは郵便局には3月31日に届けて、告示になってから配達するよというふうな依頼したと。そうしましたら、局が順番に

配達するので3日ほど遅れると、だから了承して欲しいと言ったので了解したと、こういうことです。従来は、告示前にはがきが来てたような気がしますし、市民の多くの方も早くから来てたと、そういうことを聞いてます。ここで、なぜ配達に3日もかかるということについて了解したのか。従来は3日かかるから早目に依頼してて、告示前にはもう届いていたということなのか。まず1点目は、何でこの3日かかるということを知ったのか。ああいう大事なもののなので、どうしてもやってくれと言うべきではないかなと思います。実際に、私のところでも週が明けても来ませんでした。実際来たのは4月6日ごろだったと思うんです。ということは、1週間もおくれておるんですね。いろんな方にも「はがき来てるか」と聞いたら、「いや、まだ来てない」とかですね。ですから、最終的には4月6日から7日ごろですので、約1週間ぐらにかかっていると。こういうことについて、市は把握してたのかどうか。1点は、なぜ3日もかかるということを知ったのか。それと、4月6日から7日ごろにやっと配達が終わっている、こういうことを把握していたのか、まずお伺いします。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 皆さん、おはようございます。丸山議員の4月10日執行の滋賀県議会議員選挙についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、従来は告示前に入場券が届いていたというふうなことなんですけども、投票所の入場券におきましては、公職選挙法施行令第31条第1項に、選挙期日の告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないというふうなことを規定されておりますので、以前より告示前に交付することはしておりません。3月31日に選挙人名簿が確定するということですので、それ以前に配布をするということは以前もないというふうなことでございます。そうしたことから、今回、立候補が確定いたします4月1日の翌日、4月1日に立候補が確定しまして5時に届け出が終了しました。その時点で選挙があると、投票になるということが確定しますので、その翌日から、4月2日から発送業務を郵便事業株式会社をお願いしたところでございます。

今回の選挙で、本市が発送した入場券は約4万枚に上ることから、あらかじめ3月31日に郵便局に渡しておりますが、郵便局からは、大量の郵便物のため4月5日まで、というのは4月は3日が日曜日でございますので、これは郵便局は配達が休みということですので、4月5日までかかるということですので、これはやむを得ないだろうというふうなことで判断しました。今おっしゃいました5日までということでは承したんですけども、

ただ後々、私どもも把握はしておるんですけども、細かいところ100%かかるには6日、7日まで配達が遅れたというふうなことは、これは聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 何かその辺からおかしいと思うんですよ。だって、年賀状は郵便局は1日に届けるように体制を組んでやっているのに、これは年賀状よりかもっと大事なことだと思うんです。それを安易に、そんな安易に簡単に了解してええものなのかどうか。その辺はどうなんですか。それと、順番に配達してると聞いたんですけど、どの地域からずっと始まってどういうふうに配達されて、最終が1週間ほどかかったかというのを把握されてますか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） どこの地域から配達されたということは、こちらのほう、郵便事業株式会社のほうからは聞き及んでおりませんので、その点については把握はしておりません。ただ、今回こうしたことを大量に発送するというふうなことで、私どももできる限り早く発送をお願いするというをお願いをしてまいりました。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 郵便局は、個人の分やったら大事にするけども、行政のほうやったらちょっとぐらい辛抱せいやというような言い方をしてるのではないかなというような気がします。この辺はきちっと、さっき言うたような大事なことなので、やってほしいなど。

それと、さっき言われたように、暦というかカレンダーが特殊になっていると。1日が金曜日でしたっけね。それで特殊なのということは、まあまあ理解できるとしても、それであれば広報の中できちっとそういうことを言うとか、その辺が要るのではないかと。先ほどの話でいけば、期日前投票に行こうと思うとった人が、例えば仕事とかの都合で2日しか行かれへんとかそういうふうな人がおったら、これは全然間に合わへんわけですよ。そういうところはやっぱりもうちょっと真剣に考えてほしいなど。

それから、いろいろ選管のほうで聞きましたら、入場券はなかっても投票所へ行って本人確認できれば投票できるというふうに答えられました。何でこういう言葉が出てくるんかと。そういうことは広報のどこにも書かれてないですよ。ホームページにも載ってへんし、広報にも載ってないです。広報は、投票にはあなたの投票所入場券を持参ください

と、こういうふうに書いてますよ。万一届いてないときには投票所へ行ってくれと。ということは、投票日の前日まで待たないかんということですよね。だから、そういったことを一言も書かれてないのに、行ったら、投票所へ行って身元確認できたら投票できますんやと、そういうことが出てくると。この入場券というのは、もらった本人は選挙があるから投票に行かないかん、という気持ちになるもんやと思うんですよ。出してる側も、棄権なく投票に行ってくださいよという意味で出しとるはずですよ。それであれば、もっと早く配る、それがもしなかったもいけるのであれば広報の中にはそういうふうにかちと書くべきやと、このように思います。安易に選管のほうがそんなことを言うのであれば、初めから、もっと早くから広報とかにそういうことを書いて、入場券は出しませんので身元確認できるものを持っていくなりして行ってくださいと広報に書いとけば、先ほど言われた4万枚も出すのであれば、単純計算したら200万ぐらい浮きますよ。何でそういう言葉が出てくるんか。先ほど言いましたように、やっぱり入場券というのは投票に行かないかんということですけども、選管内部でその辺のことについて、そんな言葉が出てくることについて、皆さんどういう認識を持っておられるのか、またどういうふうにご指導されているのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） まさしく電話のやりとりで、今おっしゃいましたように、入場券がなくても投票できるというふうなことをお話をさせていただいております。これにつきましては、今丸山議員もおっしゃいましたように、広報の中で書かせていただいていることを、万が一入場券が届いていなくても紛失されたときも投票所、投票所というのはここに書かれてある投票所もそうですし、期日前投票所も投票所というふうなことで、こうしたお答えをさせていただいているというふうなことでございます。ただ、私ども今回のことで市長へのお手紙もいただいていることがございまして、少し説明の不十分なところもあったと思いますので、そこら辺は反省して今後につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 私は電話で選管に言ったんじゃないです。直接行きました。そう言われたから、私は帰りにその足で期日前投票しましたけど。やはりそういうことは、広報のこれを見たってだれもそういう理解しませんわ。だから、そこはきちと書いてほしいと。野洲市は、ほかの市のいろいろそういうふうな市民に知らせる内容を見ていると、

非常にわかりにくいし、不親切なのが非常に多いです。今後は改めていただきたいと思います。

次にいきますけども、今度は、ある市民の方から、やっどご主人のはがきが入場券が届いたと、ところが奥さんのはなかったということなので、その方は選管のほうに電話して、かなり怒ってたようですね。投票に行くなということなので投票に行かへんという抗議の電話をしたと言うて、私のところに電話がありました。これを聞いたときに、局にそういった実態というのは確認したのかどうですかね、したんやったらどういうふうに確認して、どういう答えがあったのか、ちょっとお願いします。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 今回、先ほども申し上げましたように、4月5日まで大体かかるだろうというふうな形で郵便局のほうから聞いておりましたので、やむを得ないと。それ以後届いてないという電話もこちらも受けた分がありますので、それについては郵便局に配達はまだ滞ってるのか、どうなってるんだというふうなことは問い合わせをさせていただきました。今おっしゃった一つのお怒りの電話を受けた部分につきましても、私ども再度郵便局のほうに確認をいたしまして、郵便局のほうではその入場券は残ってないというふうな確認をいたしましたので、本人さんにもその旨お伝えをさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 私は、こういう事象があったことについていろいろ考えてみますと、郵便局のほうで大量郵便物を出したら割引があるんですよ。もしかして、そういう制度を利用したのではないかと。大量に出すと、まず何%か4%か、ある固まりで出すと、例えば2,000通以上だったら5%の割引があるとさらに、何日かおくれの了解をするとさらに割引がつくというようなことを利用したのではないかなと、ちょっと疑いを持っておったんですが、その辺はどうですか、そういうことは利用してませんか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 当然です。今回、大量発送ができ、またバーコードもつけておりますので、その割引もございます。そうしたことは経費の削減にもつながりますので、こうした利用はしております。ただ、配達が遅れることに対しての了解で割引をしているというふうなことはございません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） そうすると、今のは、大量に何千通か出したら、例えば2,000通以上やったら5%、1万通で7%と、これはやったけども、あとバーコードつきで3日の余裕を見たらさらに9%か何か、こっちはやってないということですね。わかりました。

じゃ、次に行きます。そういうことであれば、先ほどのご夫婦で奥さんが届いてないということについて、今、市ではそれぞれ有権者一人一人にはがきを出してますね。例えば、同一住居の人には個人あてでなくて封書で出せばどうやと。そうすると、例えば封書が定形で25グラムまでは80円ですから、ざっといけばはがきで5枚程度は入れられるのと違うかと。そうすると、かなりコスト削減になります。これはちょっといろいろ聞いてみると、私が知っているところでは大津市と守山市はそういうふうに行っている。そうすれば、確実にそこの住所の方には行くと、さらにコスト削減になるというようなことですが、この辺について次回からやろうという気はありませんか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 個人別にはがきとして送っていたのは、この野洲市の中でも旧野洲町が個人でずっと送っております。旧中主町のほうについては、まとめて封書で送ってたというふうなことで、今回合併になってからはがき方式を取り入れているんですけども、やはり両方の意見を聞いてみますと、野洲では届いてないというふうな問題でこちらに提起もあったわけなんですけども、封書で送るとなると家族の個々のプライバシー的なものもありますし、そうしたことで逆に入場券をご家族の分まで1人の方が持たれる。そして、その方が投票を強要、言うたらご家族の中でも投票を強要されるというふうなお話はこちらは聞いておりましたので、やはり個々の有権者にお配りするのが妥当ではないかというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 何かその考えはおかしいですよ。絶対おかしいで、それは。同一家族やから、そういうことはええんじゃないですか。理解を求める、言うてるから、じゃあそれはやらないとかね。これはすごいコスト削減になるじゃないですか。そんな私はやるべきやと思いますよ。やっているところを探して聞いてみたらどうですか。封書に投票所はここですと書いて、そこの家族の方に入れて送っておるんですよ。私も現物を見せてもらいましたけど、今言われたような問題があるのかどうか聞いてみるとか、何か全然頭からやる気がないんです、何を言うても。それはいいです、選管がそういう考えを

持ってるんやったらそれでいいです。

次に、私の知り合いの方が投票所に行きましたら、年配の方がその投票の場所が2階やったんで階段を上がるのがつらいので「もう投票せずに帰るわ」と言うて帰りかけておったそうです。そこはエレベーターがあるんですけども、そのやめて帰るわと言うた人は自治会館を余り利用してないのでエレベーターがあることも知らない。私の知り合いは知ってたので初めからエレベーターで行こうとして、たまたま出会うてそういう話をしたら帰ると言うてるから、そんなことせずに一緒に行きましょうやということでエレベーターで上がって投票したということなので、それを、こんなことがあったと私は電話をもらいました。その方は4時ごろ投票に行つて、私のところに電話をもらったのはもう大方6時前だったですかね。それで、ちょっとそこを見に行きました。行くと、会館の入り口のところにホワイトボードにエレベーターの利用もありますのでご利用くださいか何か書いて矢印をぴゅとしてあるんですね。その矢印のほうへずっと回っていくと、どこから今度入つていったらええかというのが物すごくわかりにくいんですよ。知ってる人はわかるかもわからんですけど、非常にわかりにくい。しかも、さっき言うたように私は6時前に聞いて行ったもんですから、結構もう薄暗くなつておるんですね。ですので、そのホワイトボードに書いてある自身も見にくいわけですよ。会館の中の明かりがびゅつとあるもんやから、なかなか目につきにくい。何かかすれたような赤いので何か書いておつたような気がしますけど、まして夕方なんか回るとどこにあるのかがわからないんですね。そういうちょっと不具合がありました。

こういうことがあつて、2階で投票をやっているところはどれぐらいあるのかなということで調べましたら1カ所しかなかつたんです。あとはいいとしましても、投票所を選定するに当たつての条件といたしますか、どういうことをポイントにして選定しているのか。決定した後に対応はどのようにしているのか。自治会館、もう頭からあの辺やったらこことやつて、自治会館に頼むでと言うているのか、選管としてその場所はこういうことやからこういうふうにはせないかんとするて体制を組んでやっているのか、その辺をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 今おっしゃいましたように、投票所が2階となっている投票所は、市内33投票所のうち1カ所のみというふうなことでございます。これの決定につきましては、投票所区域の中心にあります自治会館等を利用して、有権者の

混乱を防ぐため原則投票所は変更しないというふうにしております。ここは1階部分にも部屋はあるのですが、非常に狭いために、エレベーターが設置された後、2階のほうを利用するというふうな形をとったものでございます。今、丸山議員おっしゃいますように、案内が非常に不十分、わかりにくかったというふうなことで、私どももその点については反省をしておりますので、今後は表示をわかりやすくするだとか、そこにもう一人案内をつけるだとか、そうしたことで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） エレベーターがついたからというて安易に持っていったような気がしますけど、反省はされているということですけど、反省だけでなく、どういうふうに改善するのか。今言われたように書いて置いといたらええわでなくて、例えば人をつけるとか、そういうこともやっぱりやってもらわんといかんのじゃないですかね。先ほど言いましたように、足の不自由な方やとか会館を余り利用されてない方、場所によったら常は当該のところを使ってない方もおられるんですよね。だから、そういったことも考慮してやってほしいと。この選挙の始まる前の部長会では、総務のほうからそういった人的なことをお願いしているような議事録も見ましたので、そういうところもやっぱり事前に配慮してほしいなというふうにお願いします。

そういう意味で、もう一点は、投票所におられる方が投票に来た方に対するサービスとか、来た方にきちっと説明なり誘導なり人的にはできているのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 各投票所に投票がスムーズにいけるように、特に今回の県会ですと1人だけの投票というような形ですけども、衆議院選挙等になりますと数多くの投票をしていただかなければならないというふうなことでございます。そうしたところにつきましては、確実に人員を増員しまして、スムーズに投票していただけるような形でのご案内をさせていただいております。今おっしゃいましたように今回は2階というふうなところでございますので、この2階への案内、またエレベーターへの案内については今後案内人の配置等も考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） よろしくお願いします。

では、選挙関係、最後にもう一点なんですけど、期日前投票で本庁舎のほうに車いすの

方が来られたと。そのときに、女性の方なんですけども、スロープを上がるのがちょっときつかったと、女性の力では上がりにくいと、こういう声を聞いてたんですけども、あのスロープは、多分基準があると思いますけども、その基準どおりできているのかどうか。ほかの投票所でもスロープのあるところというのは、そういうことがきちっとできているのかどうかをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 市役所のスロープにつきましては、建築基準法施行令第26条で勾配が8分の1を超えないと定められております。現在、スロープにつきましては12分の1というふうな形になっております。基準より緩やかな勾配となっているところでございます。

他の部署につきましても、スロープのないところがございますので、こうしたところは簡易のスロープ等も用意をさせていただいている部署もあります。まだできていないところもあろうかと思えます。そうしたところは今後も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 建築基準法というよりか、県のだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例というのがありますよね。条例では、これでいくと12分の1やと。さっきのも12分の1。確かに私も見ましたら、きついかなと思いはかったら、この基準は12分の1は守られていたようです。ほかのところについても、今言われたスロープをつけてある程度みたいな話があったんですけど、それは必ずしも基準を守れているとは言えないところもあるということではないですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（竹内睦夫君） 他のところにつきましても簡易のスロープ、守れてない部分もあろうかと思えます。急勾配。そのところにつきましては職員が手助けをして、そのスロープで車いすを押すというふうな形になろうかと思えます。

そして、先ほどもう一点答弁が漏れていたんですけども、市のほうにつきましてはスロープの手前にインターホンがあります。車いすの方々については、このインターホンを押してくださいと。そうなりますと、期日前投票の宿直のほうですと、宿直室にそのインターホンが通じるようになっておりますし、また勾配が急で上れないのであれば職員なりがそこへ行くというふうな形にしておりますので、職員が対応できるようにしていきたい

と思います。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） はい、わかりました。改修できるところは改修するような方向でお願いしたいと思います。

参考ですけども、人のよく集まる文化ホール、コミセン野洲のスロープ、あれは基準を全く守れてないですね。どこの部署になるのか知りませんが、市民部になるんですかな、どこか知りませんが、改修できるようだったらきちっと改修してほしい。これは前から私が言うてたときから、町時代から言ってきました。認めているので、何かの機会があったら改修をやってほしい。特にコミセンの側のほう、あそこは物すごくきついです。北村季吟さんのほうももう少し足りないです、12分の1に。

次へ行かせていただきます。大雨・洪水への対応はということで、何点かご質問をさせていただきます。昨年9月の定例会で、私のほうから危機管理、特に防災行政無線の運用について質問をいたしましたけれども、そのときの回答の確認も含めまして、今後、梅雨とか台風による大雨または土砂災害等に対して、この辺の危惧がされるんですけども、防災行政無線の運用等についても伺います。

去る5月11日午後9時前ごろのテレビのニュースだったと思うんですけど、ずっとテレビにかじりついてなかったもんですから細かい内容はそのときは覚えてなかったんですけども、7時45分ごろに野洲市の用水路で67歳の男性が流され、知人に救助され幸い命に別状はなかったという報道がテレビでされてました。私は、これは大事なことやなとメモはしとったんですけど、そうすると翌日の新聞には上屋のJR琵琶湖線わきの用水路で水をせき止めようとしたところ足をとられて約100メートル流されたと、こういう記事が載っていました。この午後7時45分ごろというのは、前日から出ていた大雨注意報があるんですけども、これが午後6時25分にこの注意報が警報に変わっております。ランクアップされています。このことについて市の方としては、この大雨警報という情報は多分どこから入っていると思うんですけど、どこからいつごろ大雨警報の情報を得たのかということと、去年のそういったことに対して答弁では、警報が出ると河川パトロール等を実施して、そのパトロールの結果でどういう判断をするかというのを言ってきましたけども、このときに、警報が出たときにどの地域をパトロールしてどのように対応したのかをまず伺います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） まず1点目でございますけれども、今回の大雨警報につきましては、丸山議員ご指摘のとおり、午後6時25分に発令されまして翌日の午前4時8分に解除されるまで道路河川課内で班員の待機体制を整えておりました。この6時25分に発令したことにつきましては、これは彦根气象台並びに滋賀県からも当然通報が参りますので、そういったもので対応させていただいたものでございます。

なお、河川巡回パトロールにつきましては、警報が発令される前の午後5時30分に道路河川課の職員によりまず第1回目の巡視を行いました。降雨量のピークになります午後8時より、第2回目の巡視パトロールを実施しております。また、小康状態となりました午前0時には3回目の巡視を実施後、警報解除まで職員は待機しておりました。

次に、どの地域のパトロールをしたかということでございますけれども、今までの経験則、いろんなところで浸水が想定されますので、そういった地域の中で市街地の南半田川、これは旧関西電力野洲営業所の裏の水路でございますけれども、あそこが非常に越水しやすいということでございますので。そして当然駅前、祇王井川、これもそうでございますけれども、それに中ノ池川、光善寺川、日野川、そして穴田川、これは篠原駅前自治会の裏を流れる水路でございますけれども、最終的に日野川に合流する河川でございます。それと渡瀬川、これは中北地先でございますけれども、市道市三宅小南線沿いに大きな排水路がございますけれども、あそこも非常に越水がしやすいということでございます。そして米内川と申しますのは、ここの新幹線沿いの市道に送水管がございますけれども、その手前に川がございます。この米内川で最終的には和田を通りまして祇王井川に流入しておりますけれども、その米内川、童子川、これらについて目視巡回を実施いたしております。なお、北桜の民家宅、これは四、五年前に裏のがけ地が一部崩壊いたしましたので、そういった裏山の土砂災害についても、民家宅を訪問いたしまして注意喚起をいたしております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今言っていたところは大体経験則からいっているということですが、ということは、事故のあった場所というのはパトロールでは行ってない、通ってないんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今回の事故につきましては、5月11日午後7時51分ごろ消防署より連絡を受けたものでございまして。それを生活安全課が一旦受けまして、

そして上屋地先において人が流された、今ご指摘がございました、その第1報を受けまして、引き続き午後8時15分ごろ消防署より救出されたという報告を受けております。翌日、農業用水関係でございましたので、農林水産課長より事故現場が準用河川六反田川であったという報告を受けさせていただきました。環境経済部農林水産課と調整しましたところ、翌日には現場確認に行ったということがございますけれども、今回は、今申し上げましたとおりすぐに助けられたという消防署からの連絡がございましたので、その日には現場確認は行っておりません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。ちょうどその後、知った時間とかそういったことを聞こうと思ってたんですけども、先に答えていただいたので。発生から救出まではその時間は長くなかったようで、行ってないというのは、それはいいとしましても。じゃ、こういった事故に対して市のほうとしてはどのような対応をするのか。そのときの対応はそれでいいとして、いわゆる再発防止というんですか、やっぱり市民の命を守るという立場からこういったことに対する災害防止策というのはどのように考えているんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今回の事故といえますか、こういった大雨時に流される、そして人命を奪われるというケースは、どちらかというと1人で行かれるというケースが非常に多いというふうに聞いておりますので、今回の事故を受けまして、所管いたします農林水産課や生活安全課と調整しながら、農業組合長会議等や自主防災リーダー研修などを通じまして、出水期の水路管理の安全体制につきましましては、自治会等で実施される水路の巡視については必ず2人以上で実施されるように指導することや、また危険な箇所ではライフロープ、命綱、そういうものがございますので、そういった着用を呼びかけて指導していきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今回のも、流されたときはひょっとしたら1人やったんかもしれませんが、何人かおられて気がついてすぐ救助できたんですけども、今言われたように複数でこういった作業をやるとか、そういった喚起は十分やってほしいと。それと、これは夜ですから、例えば行政としては、こういう警報が出たときは外の作業をやめろとか、夜はやらんようにせいとか、そういうこともあわせて言って欲しいなど。こういうことは、

そういった関係者の場だけではなくて、ホームページとかでもこういう事例があったというのは僕は出すべきやと思うんで、この辺は今後はそういったいろんなメディアを通じてやってほしいと、こういうふうに思います。

次に行きます。同じようなことなんですけども、今後先ほど言いました台風やとかこの時期に大雨とか洪水、そういったことで心配されるんですけど、野洲市のほうでは地域防災計画というのがありまして、これまでは多分この辺の中から市民に対していろいろ注意喚起はされてきていると思うんですけど、この地域防災計画そのものも非常に分厚いものなので、この辺の内容をかいつまんだ内容で市民に周知しているとか、今まで具体的にどういう注意喚起や周知をしたのかをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） まず、注意喚起につきましては、私が平成19年に総務部次長に就任いたしました。そのときにちょうど野洲市の防災マップを策定されたところでございますので、それでこういう保存版を作成いたしまして、これを全戸配布させていただきました。それで周知を図らせていただいたものでございます。

また、この中で洪水ハザードマップによりまして、野洲川、日野川、また琵琶湖の浸水想定区域をお示しさせていただきました。最大の浸水の範囲と深さを表示するとともに、急傾斜地の危険箇所や土石流の危険箇所の情報、並びに避難所や医療機関など避難行動に重要な情報を地図上に表示いたしまして情報提供いたしております。そういったことで注意喚起を促しております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。私もこれを見ましたら、ページ数としてはそこそこあるので、なかなか大変だなと。いろんなことを言っておかないかんで、これぐらいになるかなと思うんですけど、中でもポイントのところ、例えば避難の勧告とか指示とかあるんですけど、これは中にも書かれてはおるんですけど、そういったものは何かもっと明確にわかるようなことが必要ではないかなと思います。

そこで、避難勧告とか指示を出す基準、どういうふうに基準、ここも書かれているんですけど、この辺のところの市民への周知ですね。この辺はうまいことできていると判断されているのか。それと、この中には避難場所をいろいろ書かれてますけども、避難場所としては本当に最適な場所になっているのか。例えば雨とか洪水とかを想定した場合、避難場所のレベル的な問題はどうもないのか。そういったところの選定とかについて、避難関

係の出す勧告・指示の基準、周知の仕方、それから避難場所は適正かどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 避難勧告・指示をする基準、あるいは避難場所の関係のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

平成16年の全国的な水害において、都道府県が管理する中小河川で避難目安となる情報が提供されていなかったことから、平成17年度の水防法の改正によりまして、河川から氾濫の恐れのある危険水位に近づいたときの避難等の参考となる水位となる、特別警戒水位が設定されました。この特別警戒水位が避難勧告や指示をするときの基準となっております。また、避難場所につきましては、防災マップでお示ししていますように、市内40カ所を確保しております。今回5月11日の洪水のときは、日野川のほうの水位が上がった関係で篠原小学校を避難場所として確保いたしておりました。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 避難場所とかも、今決めてるからそれでええんじゃないかと、3月にありました地震のときも、想定もしなかった大津波と言うてるんで、避難場所が本当に適切かどうか、適正かどうかというのは、もう一度確認をしていただきたいのと、このように思います。

それでは、次に防災行政無線の関係でお伺いしたいことがあるんですけども、先ほどの5月11日の大雨、それから先日の29日ごろでしたか、台風2号の関連のときの大雨警報が出ているんですけど、このときも、先ほどの話にあったようにパトロールには行ってるけれども防災行政無線を通じて注意喚起はしてないということですかね。したか、してないか、ちょっとお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 今回の2回の大雨警報発令時では、市民に避難勧告や自主避難を呼びかけはしませんでしたので、防災行政無線は使用いたしていません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） そういう呼びかけは当然やるとしても、去年質問したのは、警報が出たから注意せなあきませんよということをやったか言ってないかと。言うべきではないかと私は去年も言いました。多分ずっとやってないと思って、あのときも宝の持ち腐れやと、3億円以上かけてつくったのを使わないのはもったいないやないかと、こういう

話をしたんですけども。じゃ、同報系の無線ではどういう内容を通報するのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 既にご承知のように、平成18年4月より野洲市固定系デジタル防災無線システムを市内83カ所に屋外受信拡声子局を配置し、市民の安心・安全にかかわる情報を迅速に伝達できるよう施設整備を行ったところでございます。さらに、関連して平成22年度には、ミサイル等武力攻撃に対応する全国瞬時警報システムの拡充によりまして、防災行政無線と連動した自動音声変換システムの変更を含め、再整備を行ったところでございます。

さて、ご質問いただきました防災行政無線での同報系の内容でございますが、本市におきましては、ミサイル、航空機攻撃、大規模テロ等に代表されます国民保護情報や、特に地震情報としては、震度5弱以上の地震予告及び発災時に緊急地震速報として一斉通報できる内容となっております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今言われたのは、去年も質問しましたが、J-ALERTのそういった内容ですね。それとは別に、今無線局のもらっている免許の通信の目的は防災及び行政と、こういうふうに申請しています。免許人は野洲市長になっています。申請して、それで免許をもらっているのであれば、防災の今みたいなことが本当に起こるか起こらんか、まれな話であって、なぜ行政の内容は言わないんですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 一般行政情報も流してはどうかというご質問だったと思います。防災行政無線は本来、有事や大規模災害のシステムでございまして、そういった目的から考えますと、騒音公害は当然許容される性質のものであります。一般行政機関の緊急性とか重大性とか公安性の低い内容の放送というのは騒音公害に発展する可能性もございます。過去にも、茨城や愛知県で住民から差し止めを求める訴訟も起こっております。そうしたことから慎重な運用が求められていることから、一般的な行政情報は放送していないという現状でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） そういう答えそのものが、僕は何か本当におかしいと思うんです。災害対策基本法の中の防災という言葉の定義では、災害を未然に防止しとなっております。

んですよ。そしたら、さっき言うた大雨警報だとか洪水警報が出たら、出ましたよというのは僕は言うべきやと思うんですよ。それを、苦情が来るからやらへんと言うんやったら、つけるときに、やるときにその辺を十分検討したのかどうか。

今いろいろネットで調べると、幾つかの市ではそれをやっています。こういう内容を言いましたとか、こういう内容を言いますというようなことをちゃんとやっておるんですよ。ひたたくりが多いとか、振り込め詐欺に注意やとか、選挙のお知らせ、選挙投票の当日です、朝に「きょうは投票日ですよ、皆さん行ってください」と、夕方になったらもう一回「皆さん行きましたか、あと残り時間何ぼですから行ってください」とか。それから、最近の分ですと、例の震災のときの福島原発の関連で、東京電力の計画停電の予定やとかそういったのを言うてます。迷子のお知らせとか、不審者とかですね。すごいのが、鳥インフルエンザについてというのもあります。それから、春の全国交通安全運動やとか、いろんなことをやとるんですよ。

だから、その辺は今後検討して、無線の免許をもらうときに申請しているんやから、その辺は検討すべきやと思うんですけど、やる気はあるかないかだけお聞かせください。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 防災行政無線導入経過を調べさせていただきました。ちょうど放送内容、確かに自治会長の役員会の中でもご意見は分かれておったようです。導入時に試験的に1週間、朝夕チャイムを鳴らして、試験的なことをやったんですが、夜勤明けの市民の方からもかなり苦情もいただいたように聞いておりますし、スピーカーの放送時間については、学校のほうは授業中は授業の妨げになることからその時間帯は避けてほしいとか、あるいは文化ホールの開演時間についてはどうしても音が入るので避けていただきたいとかいうようなこともございました。そうした経過を踏まえて現在の状況となっております。

一般的には、17日、阪神大震災の起こった日が地震防災の日でございますので、点検を兼ねて午後5時に童謡の夕焼けこやけ、あるいは午後8時にサイレンを鳴らしておく、一般的な放送はそれにとどまっていることで了解を得られたというふうに聞いておりますので、またそういった放送を増やしてくれという市民の、現在のところ今のところ聞いておりませんので、市民の方からそういう要望があったら再度検討したいなと思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 何かそんなのおかしいですよ。市民に理解を得られるために進んでいくべきじゃないんですか。いきなりやろうとするからそういうのが出るのであって、だからそれはちょっとおかしいと思いますよ。

時間がないので次へ行きますけど、去年も質問しました東消防署には制御器がありますけども、この制御器が直接親局を制御できるようになっているんですけど、申し合わせと  
いうか覚書と  
いうか、さらには使い方に当たってのマニュアル等が多分そのときはできて  
なかったということなんですけど、その辺の整備、進捗というのはどうなっていますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 東消防署からは遠隔操作できるシステムになってございます。前  
回ご質問いただいたときには協定等まだ結ばれておりませんでした  
が、今年度に入りましてから運用に関する申し合わせを締結いたしまして、遠隔操作できる状態とな  
っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それは、要は両方の設置している合意文書と思うんですけど、  
それを使うに当たってのマニュアル、使い方についてはやっていますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） マニュアルについても配置しておりますので、常時使える状  
態となっております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） いや、常時使えるでなくて、こういうときにはこっちから使  
いますとか、市が何かしようとするときにいきなり東からやられたのではだめですわね。そ  
の辺はハード的にストップがかかっているのかどうか知りませんが、そういったマニ  
ュアルができていないのかどうかということ。マニュアルがあるのであれば、訓練とかも  
きちっとやっていかないかと。恐らく完璧ではないと私は思っています。もう時間がない  
ので答えは求めませんが。

しらがメールというのは御存じでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 存じ上げております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それでは結構です。しらがメールには、6月から先ほど言いました警報関係が出た場合も情報として追加されると、このようになっているようなので、市民への周知というんですか、無線を使ってやらんというのであれば、この辺もしっかり市民にPRして欲しいと。その辺はどうですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） いろんな機会を通じてPRさせていただきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） いろんな機会と言わずに、即刻やってください。これで終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は、11時5分に再開いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時 5分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第10号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 大きく分けて2点質問をいたします。

まず、第1点目に子ども・子育て新システムと野洲市の計画案について質問いたします。

政府は6月に子ども・子育て新システム法案を国会に提出し、2013年度から新制度を施行すると計画しております。ことし2月24日には自民党保育関係議員連盟が、子ども・子育て新システムは、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を後退させ、保育を産業化するシステムであり断固反対するという、こういう決議がされています。また、全国保育団体連絡会を中心とした、よりよい保育を求める実行委員会が今全国的な署名活動をしておられます。5月11日に政府は各施設への補助金を一本化する方針を明らかにし、子ども・子育て新システムが現実的になりつつあります。さらに、ことし3月24日に野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画案も出され、こども園の建設計画と保育料の統一も提案されていますので、市長の見解をお尋ねいたします。

まず、幼稚園と保育園とこども園について、ご承知だと思いますが、違いを明らかにしたいと思います。保育園に関しましては、児童福祉法の第1条、2条で、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。第24条で、保育所で保育しなければならないと規定しています。現行の保育制度は、児童福祉法のも

と国と自治体の保育責任、国による最低基準の確保、公費負担を原則に、地域や家庭の状況にかかわらず保育を必要とする0歳から5歳までのすべての子どもに平等に保育を保障する制度で、基本は8時間保育ですが、11時間以上の保育に延長保育補助金が交付されるとなっております。職員の配置も、0歳児は1対3、1・2歳児は1対6、3歳児は1対20、4・5歳児は1対30人、保育料は所得に応じて徴収ということになっております。

また、幼稚園は学校教育法に基づき、保護者の希望により私立幼稚園などは直接契約、3歳から5歳、4時間保育ですが、平成9年より預かり保育が実施されております。旧中主町におきましては平成13年から実施され、野洲市になって旧野洲町の園では平成22年から、一部を除いてはありますが、実施はされています。国の基準では、職員の配置は1対35人だが、野洲市は3歳児は1対25人、4・5歳児は35人となっており、実際は30人以下のところもあります。保育料は一律ですが、低所得者には減免が行われています。

また、こども園は、0歳から5歳まで就学前の子どもに幼児教育・保育を行う。現在の認定こども園は、幼保連携型、また幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分類をされております。保育料も幼稚園と保育園の保育料を併用しているというのが現状であります。

今回導入されようとしている子ども・子育て新システムのこども園は、保育料は応益負担となり、時間の長さ、利用量によって決まり、また契約は直接契約方式で幼保一体給付となり、これまでの現物給付から現金給付に変える。市町村の役割は、保育の認定を行い、こども園を紹介するのみとなっております。

今回政府が明らかにしています子ども・子育て新システムは、公的保育の制度解体の方向ではないかと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 野並議員の、子ども・子育て新システムは公的保育制度の解体の方向でないかということですが、国が検討されている子ども・子育て新システムの基本は、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、基礎自治体である市町村が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築することとされておりまして、今のところ詳細はわかりませんが、それぞれの役割、権限、責任を明確にした上で実施されるものと考えております。この新システムでの市町村の関与等につきましても、現行の業務とほとんど変わるものではなく、施設関係や公立・

民間事業者の情報などを整理し、入園に関する相談等や子育て家庭への情報を提供し、相談対応を行うこととなっております。また、認定手続などの審査を行い、保護者負担区分、いわゆる保育料でございますけれども、これも決定し、認定書を発行する業務や各事業所への運営費等に関する関与など、行政の業務といたしましては大きく変わるものではないと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今言いました児童福祉法で決められておりまして、国が進める部分に関しまして大きくは変わらないということをおっしゃいましたが、子ども・子育てに関する財源の一元化、そして地方自治体による自由な給付設計、多様な保育サービス提供、幼稚園・保育園のこども園への一体化とかいうふうな形で出されております。こういうふうな形で自由な設計を市町村がするという事になっているんですけども、野洲はどういうふうな基準を設けてやられるのか、今現状の国の基準そのものをそのまま踏襲されるのか、それとも今どんどんと保育の部屋の面積を緩和したりとか、1.2倍でも構わない、1.5倍でも構わないとかいう形でどんどん崩されてきているんですけども、野洲はどういうふうなところを基準とされるのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 国の検討の進み具合でございますけれども、聞きますと、東日本大震災の発生によりまして一時中断していたこの検討会議が5月末に再始動したと、このように聞いてございます。今国会に関連法案の提出をして平成25年度から移行するということを目指しておられるようでございますけれども、今のところ情報が限定的でございますし、詳細がわからない状況でございます。そういった中で今の新しいシステムについての内容については十分承知はしてございませんけれども、野洲市の保育につきまして、これまでの基準を変えるというような思いは今のところ持ってございません。むしろ一元化計画なり施設整備計画で示しておりますように、子どもの子育てなり安心して保育が受けられる環境づくりについては、その方針に基づいて実施をしていきたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今こういう計画は、新システムの作業で行われて、子ども・子育て新システム検討会議作業グループというのがずっと行われてまして、2011年1月にも出されております。去年の12月にも出されておりますし、大体そういうところで計画

案が練られてきているというのが現状ではないかというふうに思います。今、野洲ではそういう保育園は存在していないんですけども、全部行政が民間もかかわってますので、ほとんどかかわってますので、そういう状況ではないと思いますが、全国的にはこの新システムという状況の中では、保育料が応益負担ということで、時間単価で、オプション料金を導入もしたりとか、民間で行われているところでは、3歳以上では外部業者の弁当が可能ということで、調理室がなくてもいいという状況になっています。就労に応じて曜日、時間単価での保育料金というふうな、こういう形で民間でもう既に行われております。

こういうような状況の中で、野洲にもしこういった業者が参入してきた場合、野洲としての何か条例なり何かを持っていかないと、地方自治体に任すという形に来てますので、そういうところの最低基準も満たさないようなことが横行してしまうということになるかと思うんです。その縛りをかけていくために、そういう野洲としての条例をつくるとか、そういうふうな検討は考えておられるのか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） よその例を挙げていろいろとおっしゃっていただきましたけども、野洲の現状といたしましては、決してこのような劣悪なといいますか、民間でも丁寧な保育をしていただいておりますので、その辺の心配はしておりません。

それと、野洲市においても待機児童につきましては30名程度ということでございますので、新しく今整備計画を案で持っておりますけれども、ああいったことを整備すれば十分待機解消できると思いますので、新たなよそからの業者の参入といいますか、そういったことは今のところは想定しておりませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 野洲では待機が30人とおっしゃいましたけども、それは今本来保育しなければならない子どもたちを幼稚園での預かり保育という形で解消されているからそういう数字になっているのと違いますか。幼稚園での預かり保育の人数は、そしたら何人でしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 4月現在でございますけれども、篠原こども園を入れまして6つの幼稚園がございます。それで預かり保育は112名でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 本来、それは保育所の建設でカバーをしていかななくてはならない

ところだと思います。今回、野洲の幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画に沿って具体的にお尋ねをいたしたいと思います。

まず、第1点目は保育内容についてであります。3歳未満児はこれまでと同様に保育園機能の保育となっておりますが、3歳から5歳までの長時間保育と短時間保育の混合保育が行われます。3歳児は、4・5月は11時半に帰っていきます。6月からは1時半でお帰り、4・5歳児は2時にお帰り、幼稚園児や預かり保育は4時まで、そしてその後は随時帰るという状況になっております。この関係で、お帰りの支度などのために子どもたちを分けていかななくてはなりません。また、早朝保育から延長保育までの場合、部屋がどんどん変わっていく、先生も変わっていく、お友達も変わっていくというような輪切り保育になっております。夏休みなどは、幼稚園の子どもはお休みですので、短時部の子がいなくなると長時部だけということになりクラス編成が行われる。そうすると、またこれで部屋も変わり友達も変わりというような状況になってきます。子どもたちの生活や発達を保障するというような観点ではなく、無理やり一緒にしていったそういう状況のために起こるといことで、これは子どもに負担がかかるのではないかと思います、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 野洲市では、幼保一元化に向けまして、これまで健康福祉部なり教育委員会職員が検討してまいりました。現在、幼稚園と保育園は国の所管の違いから異なる制度となっておりますことから、その課題は幾つかございますが、子どもにとって最も適切な保育環境を提供し、育成していくことこそが、第一の目的と考えております。

今年度より篠原こども園を開設しています。篠原こども園では、異年齢保育を取り入れることで保育所・幼稚園の枠を超えて友だち同士のつながりができつつあります。また、長時間利用と短時間利用の降園時間の違いはございますけれども、その間ホールで遊びをするなど、時間と保育内容を工夫することで安定した子どもの姿が見受けられております。今後も引き続き篠原こども園の現状を把握しながら、子どもにとって負担のかからないような保育内容となるよう考慮してまいりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） そしたら、ちょっとお尋ねしますが、今保育園での3歳児の昼食は何時から行われていて、お昼寝は何時からされているのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 篠原こども園で説明させていただきますと、12時から給食をしてございます。昼寝の時間帯は手持ちの中でははっきりしませんが、恐らく食事が終わった後、休憩を兼ねた昼寝の時間が設けられていると、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） そうしたら、もう一つ。今篠原こども園のことをおっしゃったんですけども、現在の幼稚園の3歳児保育で、給食を食べていると寝る子がいるという先生から言われるんです。幼稚園での給食の時間は何時からか、篠原じゃなく単園でやっておられる幼稚園での給食。今6月からようやく降園が1時半という形になりますので、4月、5月では給食はなかったと思いますけども、全体一緒にやっておられると思いますので。それと、3歳児はお昼寝がされているのではないかと思うんですけども、預かり保育なんかはされていると思いますので、その時間をお尋ねします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 基本的には、保育園と幼稚園のカリキュラムに大きな差はないというふうに聞いてございますので、恐らく、これもちょっと確かなことはわかりませんが、昼食時間帯もそないに大きな開きはないと思っております。

先ほどの昼寝の時間でございますが、13時から14時30分が昼寝の時間に当てられているということでございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 野洲は、こども園という形でやり出したのが篠原だけですので、他のところではもう既に守山でも小津や玉津でまた増えていっておりますけれども、長時部・短時部ということで、こども園で行われております。今お尋ねしたのは、リズムが幼稚園のサイドに合わせてるんです。今、単独の保育園で行われているのを見ますと、11時半か12時ぐらいからはもう給食に入り、そして12時半から1時ぐらいには寝ているというような。だから、幼稚園で給食のときに寝出す子がいるというのは、それは当たり前なんですよ。子どものリズムとして体内時計がそういう状況になっているのだから、健全な子どもの発達やというふうに思うんです。そういうふうな意味で、子どもの生活リズムに合った降園時間、お帰りとか時間割を決めていくべきやというふうに思うんです。これは長時部と短時部を一緒にしていると非常に無理があります。保育園だけの長時部だけを

して、短時部は短時部という形にすると、かなりそういうふうな調整が図れるんですけども、一緒にすると1時半に帰る子、2時に帰る子に合わせていかんならんなのでね。そういう意味では、子どもの生活リズムでなくて、運営上の体制で物事がカリキュラムが動いているというふうに思うんですけども、そうは思われませんか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 篠原こども園でのカリキュラムの作成に当たりましては、これまでからあり方検討委員会等で関係者が十分議論して一定方針が出た中で今のカリキュラムができておると、このように思っておりますが、まだ始まって2カ月が経過したところでございまして、今具体的に、例えば子どもへの負担を心配するような保護者さんの声も今のところは聞いておりません。ただ、今後1年なり、この運営をする中でいろんな課題も見えてくるとお思いますので、それについては引き続き改善点があれば提案をいただいて、また今後他のこども園という運営も控えてございまして、これを参考とできることであれば今後役に立てていきたいと、このように思っておりますので。今2カ月経過ということで、お子さん自体もまだ慣れておられないというか、通園の始まったばかりでございましていろんなケースがあると思っておりますが、今のところ保護者からそのような懸念の声も聞いてございませぬので、ちょっと様子を見てまいりたいと、このように思っています。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） もう既に保育園と幼稚園を統合している自治体の状況、今言ったように本当に3歳児の負担が大きいんです。子どもが落ちつかない、なかなか部屋に入らない、一人一人の子どもの状況がつかめない、どんどん先生も変わります、引き継ぎが不十分になっているというような状況になっています。これは中主の幼稚園がそういう状況で、あそこでは朝8時から6時まで保育されていますね。平成13年から始まって、すごく3歳児の子どもが5時ぐらいになってもまだ落ちつかない、興奮状態のままというような状況があつて、現在長時部と短時部とを分けておられます。朝早く8時から来る子、夜6時までのクラスの3歳児・4歳児・5歳児という形で分けておられて、3歳児の子どもは分けたことによってすごく落ちついてきたと先生がおっしゃってます。それはやっぱり一日を通した保育をやっているから、子どもが安定した一日を過ごすことができるというのが、もう既に野洲の中で他の町のこども園を見なくても中主の預かり保育の幼稚園の子の関係で実態として明らかになっていると思うんですけども、そういう意味で、今後これ

2年先ぐらいから次々とかども園を実施されていかれるんですけども、中主のように長時部と短時部を分けて子どもの体内時計に合ったような保育をしていくのかどうかというのをちょっと確認していきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、今後のあり方についてお答えをいたします。

今、篠原も、現場の先生たち保育士たちの考えで運営しています。市役所で全然押しつけてません。それをやるに当たっては、保護者の方の意見を最大限取り入れて現在の形になっています。先般、私は心配だったからずっと子どもたちも見てきましたし、園長とか先生にも話を聞きましたら、今政策監が答えましたようにいい形で動いてます。もちろん、いろんな限界はあります。これは家庭でも完璧な家庭がないように、最大限市で努力してもこども園も100%完璧ではないですが、可能な限りうまくいっているという認識をしています。中主の幼稚園の場合は規模が大きいとかさまざまな課題がありますが、中主は中主ですし、今、中主の幼稚園を運営している職員の意見も入れて篠原こども園の運営のプログラムができていますので、現時点でどうするかはまだ明らかでないですが、基本的なことは子ども優先、保護者優先、そして現場の先生たちの考えを優先で、前みたいに金がどうか施設がどうかという形で拘束をしていくことではないですので、ご安心いただいて、一緒に考えていただければ幸いかなと思います。

以上、ご答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 別保育をすべきやということをもう一度言うておきます。

2つ目に、こども園の運営についてお尋ねいたします。政府が計画している内容では、補助金の一本化で一般財源化されます。もう既に公立保育園では一般財源化されておりまして、この導入されたときに交付税算入ですから、不交付団体には算入されないということで、国として5兆1,000億円の財源が削減されました。民間保育園の補助金も、こういう形で今後幼保一元化ということになったら、地方自治体の財政状況で大きく変わることが懸念されております。皆さんのところに漫画の解説をお渡しいたしましたように、そういったいろんな問題があります。保育料は応益負担となり、時間の長さ、利用量によって決まります。契約は直接契約方式、幼保一体の給付となって、これまでの現物給付から現金給付に変えられるということで、民間保育園では運営できないという不安があります。私も野洲市内の私立の保育園をお訪ねいたしましたが、今こういう形で国が出してく

るとしたら運営ができないというふうなことをおっしゃっておられるところもありました。

また、障害者自立支援法が導入されたときは、共同作業所などでは運営補助金が月額から日払い計算になりました。そのために正規職員をパートに切りかえなければ経営ができないという状況になりましたし、また介護保険ではホームヘルパーの単価が30分になりまして、そのうちに行く移動時間も、そして次に行くところの間の待機時間も労働とみなされないという状況で、行ったヘルプだけが報酬という形になるということで、最低賃金を割るような労働条件になっています。

こういうようなことが、同じようなことが子ども・子育て新システムで導入されようとしております。2時から4時とか、4時から6時とか、短時間での保育サービス、また日払い方式の運営補助ということになれば、こういった障害者自立支援や介護保険と同様の混乱をもたらすのではないかというふうに思うんですが、このような問題に対してどのように認識されているのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 今の国の新システムでは、公定価格という表現で、幼保一体給付については、質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障するとしてございます。特に、人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行うと、このようにされております。それと、公定価格の支払い方法は月の初日の在籍児童数が基本とされているため、日払い方式の補助金にはならないと思われまますので、そういった混乱は今のところ想定してございません。しかし、この新システムにはいまだ不透明な面も多いこととございますので、今後の推移を見守りたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 皆さんのところにお配りしました漫画の中に、これは九州の保育協議会が出されておられます。議会で配付してもいいでしょうかということでお尋ねをいたしましたら、どうぞ配付してくださいということでしたので、皆さんにお配りをいたしました。

現行の保育の場合だったら国から等しく保障された質ということになるけども、それが地方自治体の責任ということで、国が手を引いていくという状況。それと、財源が一般財

源化されて、今までだったら保育にこれだけという形に明確になってたんですけども、そういうふうなのは地方自治体の裁量に任されるというふうな形で減っていく可能性もある。国と地方自治体の責任という今までがあったんですけども、今おっしゃった必要な水準は子どもの人数やらで必要な保育士を確保するというふうな、そういうことをおっしゃいましたが、これもまだ明確ではありませんので、介護保険と同様に時間単価でやっていくということを計画しております。

ですから、月初めが基準になるというようなところにおいては、今保育園でも産休明けで8月から行くからとか10月からとかいうことで、もう既に4月1日の時点で席として確保していくということが行われていますね、6月からとか7月からとか。そのときに4月1日で目いっぱい入れてしまうと、その産休明けの人が入れないという状況になりますので、育児休業法ができた関係で、育児休業をとった後きちっと再就職ができるようにというふうな形になっております。これが、月初めには、その子どもは来てないんですよ。6月になっても、7月になっても。けども、来た段階で保育士が確保できるかというたら、それはなかなか難しいんです、途中から入れるというのは。そういう意味で、この計算式でいくと、やっぱりしわ寄せが出てくるというのが実態ではないかと思えます。

もう既に栗東は不交付団体ですので、行政に交付税算入というふうなことはありませんから、あのときでもうぽんと切られておりますよね。いろんな意味で栗東の状況を見ますと、保育士がなかなか確保できていないんです。ちょっと野洲の状況もお聞きしたいんですけども、募集に対して応募の実態がどうなっているのかお尋ねしたい。栗東は、もうとにかく正職はどんと、何十倍というぐらい来られるけども、臨時やとか2時間とか早朝とか夕方とかいうふうなところら辺がなかなか人が集まらないということで、年じゅう募集をされているというような。欠員のまま行って、臨時の人がそれをカバーしているとかいうふうなのが今もうずっと起こっているんです。野洲でも今後どういう状況になるのかなということで、今ちょっとお尋ねしています。野洲の現状です。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 職員の募集状況についてのお尋ねでございます。1月の広報に保育園・幼稚園とも嘱託あるいは臨時の募集をいたしました。保育園におきましては、保育の早朝と延長の補助員、この部分につきましては募集人員よりも採用は少なかったわけですが、おかげさまで採用させていただいた方が朝も夕方も勤務いただくということで快く応じていただいておりますので、今現在不足の状態は発生しておりま

せん。

それから、幼稚園につきましても、大変多種多様な嘱託なり臨時さんの募集をいたしました。そのほとんどが充足されておりました、1回目の募集で応募がなかったものにつきましても、後日改めて募集をしたところ、すべての職種で募集人員が埋まったということでございますので、今職員の体制での問題はございません。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今のところということであろうかと思えます。栗東も、とにかく採用しても1カ月、2カ月ですぐやめてしまうというような事態があるということで、本当に労働強化がすごい状況になっている。時間単価が安いという部分も、労働に見合う単価になっていないというのかもしれないというふうに思うんですけども。こういった意味で、野洲として今、延長保育のところの49人の募集に対して約半分ぐらい、25人の応募ということですから、野洲でもそういう意味では懸念される内容やというふうに思うんです。そういう意味では、やはりきちっと小刻みではなくて正規職員でローテーションを組むという、そういう形できちっと確保していくというようなシステムをとっていかんとあかんと違うかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 私も担当のほうから聞いておりますと、むしろフルタイムでの勤務よりも短時間の勤務を望まれる方が多いと。1日6時間で週5日なり来ていただくということで、ちょっとそれは長過ぎる、例えば週のうち2日なり3日を5時間で、あとは6時間でというように、フルタイムじゃなしにむしろ短時間労働を望まれる方が多いというふうに聞いておりますので、一概に今議員がおっしゃるようなことにはならないのではないかと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） そしたら、もう一つ。今お尋ねしたのは、嘱託とか臨時とかというのが1月の募集なんですね。それじゃなくて、正規職員の募集に対して応募は、そしたら栗東では本当に1人募集したのに対して応募は20人ほどで、正規職員の場合はそれだけ来るのに短時間になると本当に人が集まらないという嘆きを聞いているんですけども、野洲の場合も同じではないですか。今何か短いほうがいいと言われるというのは、それは嘱託臨時の部分で、当局の都合のいい答弁ではないでしょうかね。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 今の正規職員の雇用につきましては、ちょっと私どものほうで把握してございませんので、後で報告させていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） では、次に保育料の問題についてお尋ねをいたします。3歳から5歳の保育料を、平成25年から統一するという改定ですが、延長利用料Aとか、いろいろこの計画の中の3ページに書いているんですけども、この延長利用料Aで午後4時から6時というふうな形とか、基本利用料Bと延長利用料Aを合わせたのが保育園の保育時間となっております。

ちょっとパネルを持ってきたんですけども、現在の幼稚園の保育料というのが6,300円で、給食費が2,800円、諸費が1,500円ということで、9時から2時までの子の保育料が1万600円です。預かり保育は月1万2,000円ということで、8時から最後の6時まで、こういう形で預けられると2万2,600円というふうな形になります。保育料の統一ということになりますと、夫婦でも、夫婦共働き、正規職員の方やったら3万円以上の保育料を払っておられます。もっと高い人も、たくさんおられますけども。市民税非課税という方は、幼稚園では全額免除になって無料です。でも、保育園は最低基準として1,500円の保育料となっております。この幼稚園の保育料を、ここを引き上げていかれるのか、統一ということになってますのでね。それとも、保育料を下げられるのか、どこを基準に持っていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 保育料の統一につきましては、幼稚園と保育所と同じサービスを受けるという観点から統一が急務であると、このように考えております。幼稚園及び保育所における3歳以上児の保育料につきましては、平成25年度から統一をしていくと、そういったときに保育時間、園児の年齢等を考慮して、格差が生じないようにと、このようには思っております。また、統一に当たりましては、低所得者に対して急激な負担増とならないように措置を講じていきたいと考えております。

なお、詳細のことにつきましては、今年度以降、幼稚園・保育園の職員も含めまして十分に議論を深めて、これから定めていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） どういう形でされるのか今後議論されるということですので、ちょっと参考的に今の現状認識をしていただきたいんですけども、今言った3ページに書い

ている部分が、この絵なんですね。早朝利用、7時半から9時。

○議長（立入三千男君） 時間が参りましたので。

市長。

○市長（山仲善彰君） ずっとお聞きしてまして、次の質問のときに反問させていただこうと思ったんですけども、先ほどの正規職員のローテーションのことで、正規職員をローテーションさせたら運営できるとおっしゃったんですけども、これも常々申し上げてますように、2時間のために正規職員を置いておくわけにもいかない。あるいは、8月から入る子どもさんのために4月から職員を配置しておくことも経費的にかなり困難なんですけど、野並議員としては、さきのご提案で、正規職員のローテーションで、例えば2時間の保育士あるいは教諭の部分を非正規なくしていけるというふうに考えておられるわけですか。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 非正規なくしていけるとは思ってません。しかし、その募集の人数をみますと、短時間で49人というような状況になってます。要は、それが朝も夕方方も引き受けてくださったから同じ人という形で、まあとにかくよかったなという状況でしょう。けども、非正規の部分で雇うという状況やったら、そういうふうな形の輪切りになってしまいますね。だから、正規職員をきちっと張りつけながら、そこに人数的にありますがからね、8時間労働ですから、朝の7時半から7時までというのは労基法で認められませんから、ローテーションを組まんならんです。そのローテーションを組む人数は、きちっと確保していくということが必要やというふうに思います。そこに張りつける部分の人数というのはできるだけ少なく、要は正規職員1人が朝引き受けるというのではなくて、正規職員2名が朝引き受ける、3名が引き受ける、当然0・1・2歳のところにはきちっと要るでしょうし、2歳・3歳児のところにも要るでしょうし、4・5歳児のところにも要るでしょうし、そういうところにきちっと正規職員を、今1名体制であるのか2名体制であるのかちょっとわかりませんが、もう少しそういう意味で正規職員をきちっと配置していく、それで短時間の人の配置はせんならんと思います。それはせんならんと思いますけども、もう少し正規職員をきちっと配置すべきだというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど、正規職員のローテーションで非正規がなくせるみたいなことをおっしゃったので、どういう考えをお持ちなのかをお聞かせいただきたいなと思っただんですけど、ちょっと理解しかねます。

それと、今野洲市の場合は、常々申し上げていますように、いわゆる担任まで非正規でやってまして臨時の状態でした。それを、少なくとも嘱託へまず持っていきこうと、可能であれば担任は正規でいきたいということで充実をしておりますが、朝の8時から夕方6時までを、さっきのお話で私か理解したのは正規職員のローテーションで回れるとおっしゃったんですけども、8時間労働で残りの2時間は非正規でカバーするとか、朝の早朝の8時から非正規でやるというのは、これはもう仕方がないと思うんですが、そういうことでよろしいわけですね。何かさっきのお話ですと、正規職員のローテーションですべていくみたいなご見解でしたので、そこはもう一度確認させてください。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） そんなことは言ってません。それはもう、カバーはせんならん。8時間労働ですから、8時間労働ですからそれは必要やというふうに思います。でも、もうけようというのか採算を合わそうと思ったら、市長おっしゃったように非正規でいったほうが安くつきますからね。それを嘱託にしというのは、私は一歩前進やと思います。それを、嘱託ではなくて。だから、さっき採用はどうですかと聞いたんですよ。嘱託で15人の募集をされて22人が。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 先ほどお尋ねいただきました正規職員の採用に対する応募の件でございますが、採用が5名に対しまして、応募が38名という状況でございます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再会は午後1時に再開いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第11号、第20番、河野司君。

○20番（河野 司君） 河野でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問ということで質問をさせていただきたいと、このように思います。

件名といたしましては、駅前地域環境の課題、そしてこれからの対応策についてということで質問をしていきたいと、このように思います。

私といたしましては、やっこの問題の話ができる、これから私たちがみずからいろんな提案をしながらいい駅前ができるそのチャンスという中で、新聞報道等、市長も前向き

な方向で取り組むというようなことを報道されておりますし、前々町長または前町長、市長が公約に掲げられて取り組んでこられたけれどもできなかった、それがやっとここにきてこの問題を市民みんなが共有できるという、本当に一番いいタイミングだなと、このように思います。今いろんな委員会また市議会等々で、この駅前についてのいろんなことに対して会議をされておりますし、一定行政のほうといたしましても検討委員会の中でそれらの意見をとりとめて、今どのようなこれからの方向づけ、まだ余地は十分ございますけれども、そのことに対して取り組んでおられるところでございます。いずれにしても、本当に市民の反響が大きいというこの駅前についての問題でございます。議会も、そして行政、そして市民、企業、すべてがやはりこの問題にとっては、これから利益を得るといいますか、そういうプラスになるというような手法で開発を進めなければならないと、このような責任があると思いますので、その中から今の取り組み状況を確認させていただきたいと思います。

まず、交通問題、これも早くから問題になっておりました。やっぱりバス、また通勤車、そして人の歩道の問題とかいろんな分野で議論されてきたところでございますけれども、いまだに何がいかという結論が出ておりません。早急にこれは片づけていかなければならん問題でございまして、今の現況、どの辺まで取り組みをされるのか、どのような実施をしていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

また、2点目ですけど、やはり一番にぎわいというものを、どういうにぎわいを目指すのかということがございます。当然どこの町でもそうですけれども、一定の商業またはサービス業、そういうものがやはり元気がないと、その市といいますか、その町は活力がないということで、そういう思いの中で、今いろんな方がご意見はあると思いますけれども、行政としてどのようにまとめられようとしているのか、このことについてもお聞きをしたいと思います。

また、緑化ですね。私も何回か質問した中で、市有地でございますけれども、交番裏の用地のことも話をしたところ、行政といたしましてはあそこを公園化していきたいと、このような答弁でずっと今まできているわけです。緑化は当然必要なものでございますし、数字でいくのか景観でいくのかそういう問題もございますけれども、一定の緑化も必要でございまして。そういう緑化に対しての取り組みを今どのような考えでおられるのかということも、お聞きをしたいと思います。

そして、一番重要な案件でございますけれども、アサヒ所有地ですね。これから市長と

いたしましても、報道にもございますように、前向きに取り組んでいくということは、私は取得をしていただけるものと思いますし、私は当初から絶対にこれは市が所有をしなければならんと、このようにずっと申し上げてきたところでございますし、これから若干交渉の余地はございますけれども、当然取得していただいて、少しでも安価で、いろんな条件もつけていただきたいなど、このように思います。その考え方の中で、この市有地の利用、やはり一定の、私としては利用に対しましては高度利用、せつかく用途変更されてあの土地は高度利用ができるということですね。ということで、企業感覚で言うならば、それを高度利用するのが当たり前でございます。できたら、その下も利用できますね。そういうことをやはり踏まえて、これから検討しなきゃならんと思うんです。地下利用または高度利用、それには何が必要かということをもまず議論しなければならんと思います。行政が出されました、一応仮定という中で出されたこの提案は、当然行政主導でやっておられますし、前の委員会でも聞いたら民間の考え方は入れてないというような、入れられないというようなこともおっしゃってたと思いますけれども、それはなぜかということもございますし、そういう部分、この駅前というのはやはり、どう思っておられるかわからんのやけども、3万人は利用しているということは聞きましたけれども、そうやなく、これは八幡、竜王、湖南省、これらの方も利用されている。そして、また市民全体を視野に入れないとだめだと思います。老若男女、通勤者、高齢者、子どもたち、すべてを視野に入れた、そういう中での発想も大切だと思いますけれども、今の仮定の話もございましてけれども、その利用方法、活用をどのようにお考えになっているのか再度お伺いをしたいと思います。

そして2点目、さっき申しましたように、にぎわいの中で公園、公園とおっしゃったその部分ですけれども、何とか商業の活性化というのも町のにぎわいの中で大変大切なことでございますので、できましたら交番裏の市有地は商業施設化を図っていくようにこれからも検討していただきたいと、このような思いをしております。その中で、交通問題、またにぎわいの関係、そして緑化の問題、そして所有地の買い取った場合の活用、この辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから、都市建設部が所管いたします1点目の交通問題の取り組み、並びに駅前緑化の取り組みにつきましてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の交通問題の取り組みでございますが、野洲駅周辺整備につきましては、南口駅前広場の交通量調査、また駅を利用されている市民の方々を対象にいたしましたアンケート調査をもとに、駅前広場を構成しますバス・タクシー・自家用車等の乗降者数や待機場の数量を算定いたしまして、これをもとに野洲駅南口駅前整備の計画を検討しております。この検討につきましては野洲駅周辺地区整備検討委員会を設けまして、専門的な見地、大学の先生、並びにバス・タクシーの関係者、並びに自治会関係、駅前自治会、北口の自治会、並びに高齢者とか障害者の代表の方等を含めまして、現在まとめつつありまして、ほぼまとめる段階に差しかかってまいりました。しかし、河野議員からご指摘いただいております交通渋滞の問題につきましては、今回の現在の駅前広場並びに拡張いたしますDブロック、あわせて今計画をしておりますけれども、この限られたスペースの中では渋滞の解消を早急に図ることができないということがございますので、次の段階といたしまして、信号機の動きも含めまして駅周辺の道路につきまして渋滞対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の駅前の緑化の取り組みでございますが、この南口駅前広場の緑化につきましては、当初計画（案）におきましては、緑化目標を施設の10%といたしておりましたが、今回アサヒビール株式会社所有地を含めた計画を現在計画中でございますので、その全体の中で緑化率を踏まえて駅周辺の整備を検討してまいりたいというふうに考えております。なお、この緑地の基本的な考えにつきましては、先ほど申しました県立大学の教授や関係機関の団体を代表する方々をお願いしております野洲駅周辺地区整備検討委員会におきましても、専門的な観点からご協議をいただきまして、承認をいただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） それでは、私のほうから河野議員の2点目と4点目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、2点目のにぎわいの取り組みに係る商業施設の誘導につきましては、アサヒビール株式会社所有地を市が買い取るとした場合、今回提案させていただいた市民活動拠点施設を設けることで、市民が集い、憩い、学ぶ空間を整備することにより、新たな消費ニーズが生まれ、にぎわいが創出されることが期待できますし、また駅前地域の商業活性化にもつながるものと考えております。また、市民活動拠点施設用地の利活用の中では、提案

がございました有効な商業機能の検討もあり得ると考えております。

次に、4点目のアサヒビール所有地の魅力ある取り組みに係る高度利用とか地下利用についてお答えさせていただきます。これまで民間開発を前提に駅前のあり方を考えてきたことから、用途地域の変更を行い、容積率を400%に見直しをしました。これによりまして、建物が高層化することが可能になりました。しかし、市がこの土地を買い取る場合、極端な高層化を避け、緑地など環境や景観に配慮した市民主体のまちづくりを進めたいと考えております。また、提案いただいております地下利用につきましては、現時点では費用対効果を考慮しましても、野洲駅周辺の地下利用計画は考えておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 河野議員。

○20番（河野 司君） 今、交通の問題と商業施設の問題、そして緑化の問題ですか、また土地利用のご答弁をいただきましたけれども、かなり荒っぽい答弁だなと私は思います。なぜかと言いますと、交通問題の取り組み、これはやはり基本は安心・安全、そしてスムーズに機能性といいますか、それを頭に入れて議論をさせていただいていると思うわけですが、若干まだその辺の確たる方針が見えていないなと思います。これからこのことは十分検討されて進められると思いますので、安心・安全、そしてスムーズということを念頭に置いて、これから議論をさせていただきたいと思います。

緑化の取り組みということで答弁いただきましたけれども、10%というような目標であったかなと今おっしゃったと思いますけれども、全体の面積が大きくはないですね。その中で、やはり緑化緑化、大きくとろうというと、何かやはり土地の使用が制限されてくるなと思います。できたら、私としては建築物の屋上また壁面、そして歩道とか車道のその辺を緑化をできるだけとって、そういう緑化ということを進めていただければと、このように思いますので、そういうことも考えてこれから議論をさせていただきたいと思います。

大事なぎわいの取り組みということでございましたけれども、今答弁いただきましたけれども、先ほどの話もありましたけれども、市民活動拠点ということがまず一番に出てきているということが、これもやはり前から言うてますように、民間の知恵といいますか、考え、これを一緒に取り入れて、そして市民活動拠点も同じく同等に考慮して、そういう形で進められないと。今答弁を聞いてますと、それを拠点にして、あと商業施設も張りつくであろうとか。そういう、駅前をどういう駅前にしようという大前提がないんですね、

私が聞いてても。そやから、冒頭にも言うたように、これはほんまにチャンスであって、これから20年、30年、40年ずっと駅前というのはあり続ける中で、当然市民の活動拠点施設ということが一番出てくるということですけど、それは私はちょっと考え方が違うなと思うわけです。

これも今後の話でございますので、これからいろんな団体、企業も市民もそうですし、商業者もそうですし、本当に皆さんの声を聞いていただかなければならない。私が今の状況で、あるいは新聞報道なんかが出た中でお聞きしていると、高齢者の皆さんに出会うと「ふる屋がないようになったらかなんな」とか、「私は、あそこへ行って人と話して元気になってますのや、元気もろうてますのや」ということで、「あれは絶対なくしてもうたら困りますよ」というような話も聞くし、若い人に出会うと、聞くと「ちょっとおしゃれなカフェが欲しいな、オープンカフェが欲しいな、ショッピングもしたいな、雑誌を読むスペースも欲しいな」とか、いろんなこともおっしゃります。そういう中で。やっぱり市民の声というのはどこかというのを私も聞きたいし、これからの話ですけど、これからやはりそういう本当に若い人また高齢者の方、いろんな皆さんの声も聞かなあかん。

今、市内に大小企業がおられます。企業の方はどういう考えで、どういう考えでといいますか、駅前をどういうふうにしていただいたらいいのかな、そういう声を担当のほうとしては聞いていると思うんです。そやから、そういうふうな素直な意見を絵にしていかなければならんと、これからですけどね。今は仮定ということで、絵を見て、あれが出てしまったものやから、市民の皆さんは「えっ、えっ」というような、そういう反響です、今正直に言うと。反響はちょっとマイナーな、逆な反響なんですわ。だから、私は早急に、この計画を見ていると暫定期間が3年、それからもう何年かかかって28年ぐらいからかかれるかなというような話らしいですけども、それじゃやっぱり遅いですね。

やはり国も県も市もそやけれども、今何で日本の国はこんな悪くなったのかとか、県が悪くなったとか言う。それは政治家、政治、行政、やはり希望の持てる政策がなかったという、この反省をみんなしているんですよ。これからはやっぱり希望の持てる発想で取り組んでいかなければならん私は思うから、そやからさっきも言うてるように、議会も行政も市も皆前向きに取り組まなければならんということ、その意識の問題やと思うんです、今の段階は。まだ正規の絵をかくところまで行きませんが、そこが一番大事やなと思う。これからというときが一番大事やから、意識を一緒にして取り組んでいくことが必要だなと、このように思います。いろいろ申し上げていきたいこともたくさんありますけれども、

今のところは仮定というか、これからということでございますので、なかなか提案もしにくいという思いをしております。

総じて、今まで話をさせていただいた中で、企業の声、そして若い者の声、また高齢者の声、これを本当に反映して何とかできないか。当然、高度利用の問題もありますね。地下の問題、例えば費用対効果がないとおっしゃるけど、費用対効果は検証しましたか。何が合わないんですか、費用対効果。利用目的がはっきりしないのに、それは費用対効果はないでしょう。そういうのもありますね。高度利用、一定の高度利用とおっしゃるけど、どの辺まで許されるか。許されるところまでということは言うてません。やはりいろんな思いがある。それをせつかくの市有地だから皆さんの声を聞いていろんな利用をしていくということで、何階ぐらいまで可能ですか。今、担当部長がおっしゃっているけど、どれぐらいを想定してはりますの。この仮定の絵を見たら、せいぜい3階かそれぐらいの絵しか見えませんかやけどもね。その辺、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 河野議員の、駅前の土地利用につきましての再質問にお答えをさせていただきます。

幾つかご意見をいただいた中で質問をされているということを幾つか分析しましてお答えをいたしますと、まず駅前のロータリーですけども、これは先ほど橋部長が答えましたように幾つかの制約があります。既に高い土地を買ってまして、まだ借金も返していますが、それを最大限有効活用して、機能性、安全性、そして景観を重視です。交通渋滞の解消も考えてはいますけれども、むしろ安全と機能。

交通渋滞、どこで何が起きているかといいますと、この市役所の前の道路の交差、特に朝の時間帯は御存じのように守山の方向が圧倒的に時間が長いです。国道に向かっている時間が本当に短い。そこに子どもさんたち、通勤者が渡っておられますので、特に左折の車ですね。例えば市役所から来ますと、駅を後ろにして左折をして市役所のほうへ曲がろうとする車、もちろん右折もそうですけども、左右折が直進を阻害してます。これを解消しない限りだめでして、本当に数台しか車が行けてません。もう一つ悪いのが、旧の通りが、この今の道が守山へ向かって渋滞しているがために、旧の通りが駅へ向かってきて抜け道をしてまた今のところへ合流するという、この悪循環が起ってまして、これを解消しない限り駅前の渋滞もなくなるらないです。

ですから、駅前のロータリーだけでは解消できません。これはいろんな市民の方が気づ

いておられまして、ふだんはがらがらな道が特に雨天時の送迎が重なっているときに渋滞している。そのためのことを考えて、幾ら駅のロータリーを大きくしても駅前ロータリーを駐車場化するだけでして、今のそこのど首をどう解決するか。1つは、完全3車線にしまして、直進、右左折を、今の滋賀銀行の交差点から市役所前の交差点までを3車線にできるぐらいにすれば、かなり私は改善されると思ってますけれども、それをやろうと思うと用地の買収等が伴います。ですから、今回駅前のロータリーにつきましては、駅前のロータリーをアサヒの土地を買うから広げよというご意見もありましたが、先般、専門家、市民にご議論いただきましてご理解をいただきました。

緑地につきましても、従来は駅前のロータリーの中で緑地を少なくとも10%とろうということだったんですが、これは今河野議員ご理解いただきましたように、機能性を重視するのであれば、あそこでとるよりは将来買うアサヒの土地、あるいは既存マンションの隣の土地全体含めて軽く10%以上はとれますので、あれを駅前地区として全体で緑化率を通常よりも上げていくという方向で検討したいというふうに思ってます。

それと、アサヒビールの土地の活用につきましては、ちょっと誤解があると困るんですけども、何か新聞報道でとおっしゃっているんですが、私どもはまず全員協議会にご説明をしたものを新聞に出してます。それと、あと公開の検討会でご意見をいただいた中で出してまして、議員の方が新聞報道で知っていただくということとはごくごくまれ。例の40億円というのは、あれは会議で出ましたので、事務局が試算したら少なくともその程度というのは出ましたけれども、基本的には全員協議会でお出しした以外を先走っては出してません。ただ、市民の問いかけの中で当然ありますから、これは市民と職員と一緒に考えようという検討会議ですから、もちろんその場での必要に応じて秘密にすべきものでないものは出ています。これは全員協議会でご質問いただいたらその先に出ていたことが、たまたま市民からご質問があったので出たということで、新聞報道、新聞報道ということはないというふうに考えてます。

それと、もう一つ。民間の考えは嫌でも入れようと思ってますけれども、よく考えていただきましたら、民間が開発しようと思って待ってたのが、民間が市役所を買ってくれという話になっているわけですし、これはいろんな方が私にお話しになられますし、市長への手紙が来ています。話してみれば、わかったとおっしゃいます。先般もかなり、ある意味で町の重鎮の方が民間でとおっしゃったので、アサヒという民間会社、日本全国一流の飲料業をやっていたりレストランも昔はやっていた、今はやっているかどうか知りません

が、そういうところが十数年、20年開発をしようと思ってできなかったのも、おふろ屋さんをつくってしのいできて、そのおふろ屋さんも壊した上で野洲市に買ってくれと言っている事態の中で、買うか買わないかを検討しているのに、ここに民間を入れたらまたこれは逆戻りです。私らは市としてどうするか考えているわけですし、民間だったらとくに、何も野洲市は買いに行きたいと言っていないわけですね。アサヒビールが野洲市に去年の10月に突然「野洲市、買わないか」と言ってきたわけです。「おふろ屋さんはついてくるんですか」と言ったら、「おふろ屋さんは壊して、さら地にして野洲市に売りたいけども、どうですか」という提案なわけです。ここを、議員の方もよくご理解いただきたいと思っています。

まずは大まかに、午前中も申し上げましたけど、買うか買わないか。ただ、何もなしで買うわけにはいきませんから、市民の活動拠点ということだったらまずおおむねご理解がいただけるのであれば、もう一度縁を切って、市民の方が何を欲しいとおっしゃっているのか、そこも公開の議論と思っています。ですから、何も民間のアイデアを拒んでいるわけでもございません。それと、幾つか民間の方にお出会いしたときにも話をしています。工業会、商工会でも。決して具体的な案は出てきません。個々の企業にも話をしていますけれども、今のところ、単に今まで3万人の駅で人が動いていても商業が活性化してないという中で、自分たちが先に出ていってできるものではないと。やはり公共が中核になって何らかの核づくりをしてくれた上で初めて民間が出られるというのが、今現場を抱えておられる方の考えですから、ぜひそのあたりは議員の方々もご理解いただいた上でご提案を賜われればというふうに思っています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 再質問にお答えをいたします。

2点ございましたけれども、1点目が地下利用の費用対効果、利用目的を決めて検証しているのかというご質問だったと思います。一般的なお話になるんですけども、地下を掘削しまして何らかの施設を整備するコスト、そして維持管理が必ず必要になりますので、そのコストを勘案しまして、かつこの建物は行政財産になりますので、そこに民間の方の活力を導入する、そういう形になろうかと思っておりますので、民間で例えば収益を得られたものがすべて行政に入ってくるわけではございませんので、費用に対して収入が少なくても効果が低いというような考え方をいたしましたので、そういうご答弁をさせていただいてお

ります。

それから、2点目の高度利用の関係でございますけども、通常、商業地域ですので開発しますと数十階の建物は可能でございます。ご承知のとおりでございます。ただ、そうしますと駅前から南側の市内の風景が非常に見にくくなる。そういう風景を害するというようなことになりますので、かなり高さを抑えた施設にすべきではないかと思っておりますが、これは現時点での考え方でございますので、今後暫定利用の期間内に検討していただく、そういう場面で具体的には市民や議員の皆様のご意見を聞いて判断すべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 河野議員。

○20番（河野 司君） 今、市長また部長からご答弁をいただきました。もっともな話であって、市長の話ももっともでありますし、それはわかっています。大体わかっています。部長の話ももっともらしい話で、それはもっともやろう。だから、私は言うてるのであって、もっと発想を変えられないかという話をしているんです。行政やから、議会やからというような発想やなしに、企業感覚というか、さっきも言うたんやけど、何かそれが持てないか。地方分権、今の時代、ある程度裁量権も当然与えられているし、地方で考えて地方の合意の中はやりなさいという、国も当然いろんなことに対しても協力的にはやってくれてると思いますけど、今の政治はちょっとだめですけど。そういう中で、やはりみずから野洲市として、市長に答弁いただいたように、市として考えたらそういうことやというですけども、その辺ですわ。民間の考えは、なかなか今出てこない。皆さん、元気がないというふうにお思いだと思いますし、ほんまの大手の企業等がどういうふうにおっしゃっているか知りませんが、やはり今のままではあかんというのは確かですし、仮定の絵でも市民は満足してないというのは事実です。

あと、新聞新聞、報道報道と、そういうことは言うてません。当然、報道の活字によって市民というのは一喜一憂しておられますのやけれども、ずっと私が聞いてて、その反響はということ言うてるんですよ。

そやけど、そういう言葉が出るということは、それは事実ですので、疑問が出るということは事実で、それはもうそれでよろしい。私どもがそれは先に承知した中で出るということは、それはもう確かですけども。そういう空気がそうなっているんですよ。市内の空気、人々の気持ち、空気というのが、私も聞いてるとそういう空気なんです。それは

好きなことをおっしゃります。いろんな、広報にも載ってたように市民の意見いろいろありますしね。当然もっともなこと、皆その立場になればもっともなご意見ばかりですので、それはそれといたしまして、それもやはり頭に入れてもらわなあかんし、それがほんまの市民の声ということで。そやから、今答弁いただいていると、やはり一つの制度があるからとか、行政はそこまでがどうのこうの、何かそういうふう聞こえるわけなんですかね。もうちょっと踏み込んだ答弁ですよ。これからの話ですので、今これから暫定利用の中でまだまだ検討はできるというような答弁をいただきましたので、それは安心をいたしましたんですけども。いかんせん、こういう提案、行政の提案は、過去はやはりそれが出てしまいますと、何かそれがずっとそのまま流れてくるようなこともございました。過去ですよ、過去。過去はそういうことがあったので、今後はそういうことがないように、当然自由な発想、いろんな意見を聞いて、絵もいろいろ描くとか、いろんなことをできるとのことだけ、私はその辺だけ確認したいんですけども、おっしゃるのはわかりますけど、そこなんですわ。交通の問題ももちろん、土地利用の問題も、緑化の問題もそうです。当然、発想もいろいろ、これからのいろんな意見の中での発想で、いいんだと思ったことにはやっぱりそっちへ行ってもらわなあかんということを私は言いたい。これからですけどね、そこだけですわ。ここでこの話が終わってしもうて、それが当たり前で終わってしまうと、本当これから動かないなという何かイメージがあるんです、何かこれから。そういうふうに思っておられるなと思ってしまうと、何かそういう閉塞感になるから、その辺だけの、あと3年の暫定利用の中でいろいろと話をしましようという、そういうことなら安心ですけど。そこだけですわ。別に、「うん」と言うてくれたらそれでいいです。それだけです、それで私は終わります。気持ちだけ、ちょっと済みません。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 河野議員の再々質問にお答えいたします。

何かちょっと誤解があるのではないかなと思っているんですけど、先ほどの午前中の小菅議員もそうなんですけど、誘導しているとかおっしゃるんですが、こちらは出してますけども、全否定していただいても全く構いません。ですから、対案があれば出していただいたら全部受け入れます。全然こだわりはございません。ですから、皆さん方からまとまった案を出していただいて、市民の方がそれがいいとおっしゃるのであれば、皆さんと一緒にやっっていけばいいと思っています。

これまでは知らん間に物事が決まっていた、今回はすべて最初からゼロでご意見を聞い

ています。ただ、どうしますか、どうしますかでは、これは職員は仕事をしてないことになりまますから、職員が頭を絞って何ができるかを考えようと、提案をしようということですから、決して誘導をしているつもりはありません。最大限いいご意見であれば聞かせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 先ほどの答弁の中で、高度利用のところで、私のほうから数十階の建物が可能であるというふうに申し上げたようでございますけれども、十数階でございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第12号、第12番、田中良隆君。

○12番（田中良隆君） 12番、田中良隆でございます。先ほどの河野議員と違いました。簡単明瞭にいきたいと思いますが、私は旧分庁舎の利活用についてを質問したいと思えます。

旧分庁舎は、昨年5月に廃止され、1年1カ月ぐらい経過をいたしました。その間、いろんな議論がありまして、一時は住宅開発を含めました土地建物の売却という方針も示されたわけですが、根強い反対意見もあり、現在は結論が出ていないという状況であると認識しております。その間、東日本大震災もあり、救援物資の集積基地として利用されまして、非常時に役立つ施設としての価値を一部披露したかなとも言えます。また、先月には野洲市の商工会から一部を借用させてほしいという要望書が提出をされました。商工会自身の事務所の統合を図りたいということでございますが、そういう要望が提出されております。

また、さかのぼりまして約40年ぐらい前、今の分庁舎を建設するとき、そのための土地買収の経過を見ましても、我々の先輩方が公共用地として使うのであればと何とかご協力をいただいたという話をたくさん聞かせていただきます。また、ご協力をいただいた元地主さん、あるいはその買収に奔走されました元町会議員さんからは、売るならもう40年、50年してからにしてくれという、そんな話も今となってはよく聞きます。

実際に売却をして住宅地に開発したとき、それを売ったときの市の収入がどれだけになるのか、その金額あるいは旧分庁舎を売却して、つまり中主を売って野洲駅南口の土地を十数億円で買い取りをすることの住民感情、特に中主地区の住民感情を考えますと、とてもその環境にはありません。商工会からの要望を前向きに議論していただきまして、分庁舎やその土地を売ることはないよう、売却することのないようにするべきと考えます。こ

これは、中主地区の市民の大多数、絶対多数の気持ちであります。賢明なる市長の方針を伺いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 田中良隆議員の、旧分庁舎の利活用についてのご質問に対してお答えをいたします。

旧分庁舎の利活用につきましては、市民の方々に利活用方針案を募集し、庁内の検討委員会で検証した方針案を全員協議会や市民懇談会においてお示しした結果、売却すべきではない等のご意見をいただいたところでございます。このことを踏まえまして、市としては、売り急ぎはしませんが、有効活用を図るべく、ご紹介を賜りました商工会からご要望のありました事務所としての一部活用等、市の施設としての活用も含め、再検討をしているところでございます。

なお、現在検討しておりますのは、公文書の保管庫、文化財の保管庫、また市有地を貸し付けている商工会を初め工業会などの各種団体の集積等を検討しているところでございます。一方、建物の構造上、文書庫または文化財の保管庫として荷重に耐えられるのか、また空調設備や各フロアの間仕切りをどうしていかなければならないのか、施設改修経費や維持管理経費も必要となることから、さらには建物の管理の問題等も課題として考えております。そうした課題につきまして引き続き、構造上の問題、改修経費、維持管理の問題等の課題を整理いたしまして、市の施設として再利用案を、今秋をめどにお示しをさせていただきたいと思っております。

なお、今回もし売却するとしたら、市の試算としては1億2,000万の試算という形でさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 田中良隆議員。

○12番（田中良隆君） すばらしい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この秋には市の施設としての再利用案を示すということですので、満点の回答だと思います。市長には、財政的な数字だけの判断ではなくて、高度な政治的な判断をしていただいたと感謝を申し上げたいと思っております。

また、今ちまたでは現首相と前首相が言ったとか言わないとか、あるいはペテン師とか、そんな醜い話もありますが、今秋、ことしの秋というのは、一般的には9月、10月、あるいは11月ということですので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、方向性を示しました。誤解がないようお願いしたいのは、私は売り急ぎはしてません。

ただ、今の前市長、現市長はペテン師とか、ちょっとここの意味がわからなかったんですけど、もうちょっと詳細に。今ペテン師という言葉が出てきたんですが、後でやるよりは今のほうがいいと思いますから、そこのご説明をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 田中良隆議員。

○12番（田中良隆君） 市長ではなくて、前首相、いわゆる総理大臣を言っておりますので。まさか今の現市長と。首相と言ったつもりなんですけども。もし私が言い間違えてたとしたら訂正をしたいと思いますが、いわゆる総理大臣の話をしておりました。誤解のないようお願いをしたいと思います。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明10日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。（午後1時45分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年6月9日

野洲市議会議長                    立 入 三千男

署 名 議 員                    丸 山 敬 二

署 名 議 員                    西 本 俊 吉